

19世紀ダマスクスのイスラム法廷文書(1)：

サーリヒーヤ法廷をめぐる人間関係

三 浦 徹

はじめに

イスラム法（シャリーア）は、ムスリム同士の社会・経済関係を律する実定法であり、婚姻や各種の取引に際してはこれに基づいて契約文書が交わされ、イスラム法廷が、公正な取引（関係）を律する役割を果たしていたとされる。しかしこれは、法学書などを資料として描かれたいわば理念であり、年代記などで法廷の動きが報じられることは稀で、実際に法廷がいかなる形で運営され、いかなる役割を果たしたについては、いまだ仮説の域にある⁽¹⁾。

オスマン朝時代については、大量のイスラム法廷の記録文書が保存され、近年、トルコはもとより、オスマン朝の治下にあったシリアやエジプトに関しても、これを用いた研究が盛んに行われている。法廷文書は、相続、売買、賃貸借、債権債務など、社会経済上の取引の記録が多くを占め、これを用いて、都市や地域の社会経済関係を明らかにすることが可能となっている。

シリアに関しては、すでに筆者が別稿で簡単な紹介をしたように、ダマスクス歴史文書館 *Markaz al-Wathā’iq al-Ta’rīkhīya* に、16世紀初頭から 1930 年代に至る、ダマスクス、アレッポ、ハマー、ホムスの 4 都市の法廷台帳約 2500 冊が保管され、1970 年代から閲覧に供されている⁽²⁾。これを資料として用いた研究としては、ラーフェク A.K. Rafeq、アブデル・ヌール A. Abdel Nour、

マスターズ B. Masters, マルカス A. Marcus, レイリー J. Reilly, パスカル J.-P. Pascual らの研究が挙げられるが、いずれも、一定の時期を限って、台帳から社会経済に関するデータを抽出し、住民の経済関係や社会関係を検討することが主眼となっている⁽³⁾。

筆者は、1994 年度の在外研究において、ダマスクスの法廷文書を閲読する機会をえた⁽⁴⁾。法廷文書の内容は、大きく三分され、第一が、契約の当事者をはじめ、それに関与した人間（代理人や証人など）の名前であり、第二が、取引された内容（物件についてのデータなど）であり、残りが、取引の公正さを示す定型的な文言である。この点からすれば、従来の研究では、社会経済上のデータのみが切り離して用いられ、法廷文書自体の文書学的検討や法廷の役割などについての研究はほとんどなされていない。しかし、法廷文書がどのようなプロセスで記録されたのか、いかにして公証力をもちえたのかは、文書に書かれたデータの位置づけに関わる問題といえるだろう。

本稿では、19 世紀後半のダマスクス北郊のサーリヒーヤ街区におかれた小法廷の法廷台帳を主たる検討資料とする。サーリヒーヤ法廷の法廷台帳に対象を限定したのは、特定の街区の法廷の事例に限定することによって、法廷をめぐる住民の人間関係や街区の住民間の社会経済関係を洗い出すことができると考えたからである。この点では、同街区は、市内（旧市街）やそこに隣接する他の郊外の街区と離れた位置にあり、地理的にも歴史的にも相対的な独立性をもっている点で、適当な事例と考えられる⁽⁵⁾。他方、19 世紀後半という時期は、歴史文書館に現存するサーリヒーヤ街区の法廷台帳がこの時期の 4 冊に限られていたという理由からである。この時期は、19 世紀中葉以来、いわゆるタンジマートの改革が開始され、イスラム法廷制度の改革が着手されていた時期に相当し、ダマスクスの法廷や法廷台帳の役割にも変化がみられる。

本研究では、まず、法廷文書の書式と記帳方法について検討し、そのルールを明らかにする。つぎに、法廷台帳に登場する関係者を分析し、法廷をめぐる

住民の社会関係を検討する。第三に、住民の社会経済関係を分析する。以上の三つの作業を通してめざされるのは、個人を起点とし、人的ネットワークによって構成される地域社会の姿を再構成することである（なお第三の社会経済関係については、紙数の関係から別稿とする）。このため、法廷文書一点ごとに、第1章第2項でのべる各事項についてのデータを収集し、パソコンを用いてデータベースを作成した。それは、数千人をこえる関係者の人名や関連情報を整理していくために必須の作業であった。

I. 法廷文書の書式

1) 法廷文書の歴史

現存するオスマン朝時代のシリアの法廷文書は、冊子状の台帳に記された法廷台帳 (sijill) が大半を占めるが、一部証書 (ḥujja) も残されている。法廷文書には、刑事上の事件に関するものも含まれてはいるが、基本的には、私人間の契約や権利関係を法廷で確認する役割をもっている。このような法廷文書は、オスマン朝以前については、ごく部分的に残存する証書が知られるだけで、また台帳形式の記帳の起源については、判然としない。

イスラム法の理論では、法的証明力をもつのは、証人による証言 (shahāda) であり、書かれた文書 (ṣakk, wathīqa) 自体は、証明力をもたず、記憶を助けるものとして、あるいは、証人の証言によってその内容が確認される限りにおいて、効力をもつとされる。コーランには、「貸し借りする際には、それを記録にとどめ、二名の証人をたてよ」(2:281) と述べるが、法学者は、記録することは推奨規定と考えていた⁽⁶⁾。しかし、実際には、契約に際して、文書に記録することは、イスラム時代初期から行われていたとされる⁽⁷⁾。

このような契約文書を記することが、どの程度一般的に行われていたかについては、つまびらかではない。オスマン朝以前については、アラビア語による

契約文書として、エジプトのパピルス文書、フスタートのゲニザ文書、エジプト国立文書館に所蔵される5/11世紀以来の法廷文書、マムルーク朝時代エルサレムのハラム文書などが知られるだけである⁽⁸⁾。しかし、次の二つの点から、契約を証書に記すことは慣習化していたと考えられる。

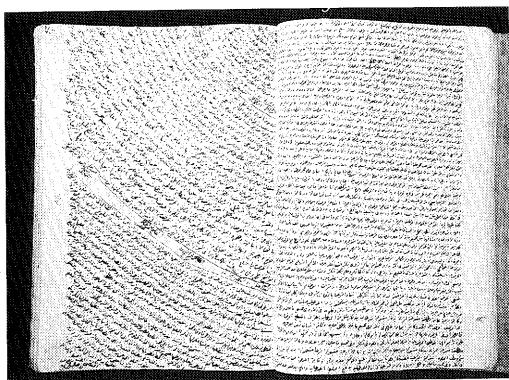
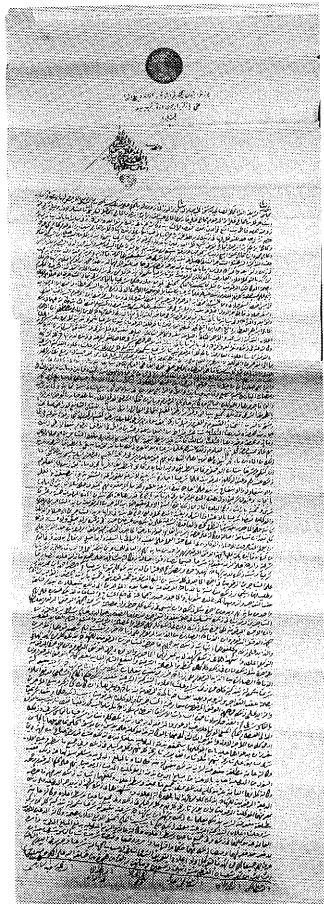
第一は、法学者によって文書の書式集（マニュアル）が編まれていたことである。これは、書式手引き（shurūt）とよばれ、独立の著作として著される場合と、法学書のなかの一章として記される場合とがあった⁽⁹⁾。これらは、公証人が契約書を作成する際のさまざまな書式を集めたもので、該当する契約文書例に、「某 fulān」という形でいわば空欄となっている個所に当該の人名を埋めれば契約文書が作成できるという実践的なマニュアルであった。また、法廷において、同種の契約や判決を記録する書式集も編まれ、これには、審理の記録（mahādir）と判決を含む裁定の記録（sijillāt）の二種類があった⁽¹⁰⁾。

第二は、公証人（shāhid, ‘udūl）とよばれる職業的な証人がうまれたことである。彼らは、単に法廷で証人として証言したり署名するだけではなく、依頼者の求めに応じて、契約証書を起草し、市中の門前やモスクなどの前に店を構え、また法廷において文書を記録した⁽¹¹⁾。イブン・ハルドゥーンによる次の描写は、公証人の役割をよく示している。

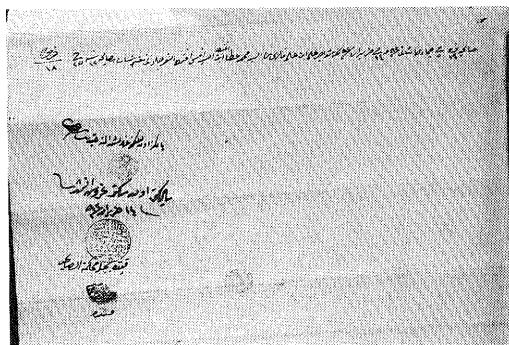
公証人は、裁判官（カーディー）の許可を得て、人々のために、賛成あるいは反対の証言を与える。彼らは証言が必要なときに証人として立ったり、訴訟において証言したり、人々の各種の権利（ḥuqūq）、財産、債務、その他の法的手続きを記録する法廷台帳（sijill）に「必要事項を」記入したりする⁽¹²⁾。

また、マムルーク朝期の行政手引きであるヌワイリー（1332没）の『Nihāya』にも、判決と契約書式に関する章が設けられ、そこでは書記の資質として、公正さと宗教心、能弁、能筆、アラビア語に堪能であること、法学の知識、算術と相続法の知識、文書術に長じていることが挙げられ、続いて各種の書式例が

19世紀ダマスクスのイスラム法廷文書(1)



右上 サーリヒーヤ法廷台帳691 左頁の上部と中央に、当座証人の名が連署されている。右中 同台帳 左上にサーリヒーヤ法廷の印が押され、葉数が記される。左 サーリヒーヤ法廷の証書 (A203) 1292年8月3日付。右下 同証書の裏面 要約と記帳官らの押印がみえる。



綴られている⁽¹³⁾。彼ら公証人は、その法学的知識を用いて、違法の誇りをうける可能性のあるような契約を避け、また逆に、ヒヤル(hiyal, 形式論理による法の潜脱)の技術を用いて、形式的に合法な契約をつくりあげた⁽¹⁴⁾。カルカシャンディー(1418没)の『Subḥ』にも、「[人々は] 公証人に相談に訪れ、そのもとで、判決の実行や決定が行われる」「現世や財産上の事柄は、(公) 証人の証言に拠って決せられる」と述べられ⁽¹⁵⁾、公証人の証言が、裁定を左右していたことを物語っている。その反面、公証人が偽文書を作成したりして、職権を濫用することもあり、16世紀の法学書には、「公証人(şakkākīn)の証言は受理するな、彼らは事実と違うことを書くから」とまでいわれるほどであった⁽¹⁶⁾。

マムルーク朝期の年代記の伝える公証人の店の繁盛ぶり⁽¹⁷⁾と残存する契約文書からみて、マムルーク朝時代にはすでに契約文書を記すことが一般化していたと考えられる。法廷において、オスマン朝時代のような法廷台帳が記帳されていたかについては、存在したとしても焼失した可能性が高い⁽¹⁸⁾。

2) 文書の諸要素

ここでは、サーリヒーヤ法廷の法廷台帳を例に、法廷文書の書式について概要を述べる。なお、本稿末には、売買、賃貸借、相続、後見、承認など典型的な文書例のアラビア語テキストを付した。

本研究の主資料であるサーリヒーヤ法廷の台帳は、4冊であり、対象年代は1290年1月22日/1873年3月22日から1295年9月5日/1878年9月2日までの約5年半にわたる(以下ヒジュラ暦/西暦の順に記し、ヒジュラ暦の月名は数字で示した)。オスマン朝時代の法廷制度は、おおよそ以下のようになっていた。

ダマスクスでは、市内の中心部にあるヌーリーヤ学院の向かいの主法廷Mahkama al-Bāb のほか、5つの小法廷が置かれた。それは、市の中心街のジャウズィーヤ学院に置かれたブズーリーヤ法廷 al-Mahkama al-Buzūrīya

(al-Mahkama al-Kubrā とも呼ばれる), ジャービヤ門西にあるスィナーニー・ヤ法廷 al-Mahkama al-Sinānīya, アマーラ街区にあるアウニーヤ法廷 al-Mahkama al-'Awnīya, ミーダーン街区のバープ・ムサッラーにあるミーダーン法廷 al-Mahkama al-Mīdān, そしてサーリヒーヤ法廷である。同法廷は、サーリヒーヤ街区のシャルカスィーヤ（シャルカスィーヤ）学院に置かれ、同法廷のある一帯は法廷横丁 Mahalla al-Mahkama と呼ばれていた⁽¹⁹⁾。このほか、主に相続関係を扱う法廷 Mahkama al-Qisma/al-Qāssām も置かれていた。

オスマン朝時代には、ダマスクスの大カーディーは、ハナフィー派の者が一名任命され、18世紀後半以降は主法廷で開廷した。実際の法業務は、大カーディーによって各法廷にナーアイブ（裁判官代理）が任じられ、これを司った。ナーアイブは、ハナフィー派以外のシャーフィイー派やハンバル派の者も任じられているが、ハナフィー派以外のナーアイブが行った裁決は、大カーディーの確認をうける必要があった⁽²⁰⁾。法廷台帳は、各法廷で記帳されていたと思われるが、現存する台帳は、法廷名の明記されたものとこれを欠くものとがある。

本稿の主題である19世紀後半は、オスマン朝によって、シャリーア法廷制度の改革が進められた時期にあたる。改革の骨子は、第一に、シャリーア法廷以外に、制定法に基づく裁定を行う商事裁判所（1839年設置）や制定法裁判所（1864年設置）が設けられ、シャリーア法廷の管轄する事項が限定されていったことである。第二は、1855年以降に着手されたカーディー制度の改革である。名目的な位階となり、腐敗の温床ともなっていたカーディー職を廃し、各法廷に法実務能力をもつナーアイブを任命し、法廷手数料や文書作成法などについても整備された⁽²¹⁾。本稿で用いた法廷台帳は、その意味で過渡期のものであり、その書式や内容の変化については、他の時期、あるいはエジプトやトルコの法廷文書との比較検討を行う必要があるだろう⁽²²⁾。

まず、全体的な形式についてみると、Wakin や Tyan の指摘する以下のよう

な特徴に合致する。第一に、客観的叙述の形式をとることである。これは、売買を例にすれば、購入者を主語とし、3人称形で叙述する。第二に、時制は過去形を用いることである。これは、代価の支払いを含め取引がすべて終了したことを、証人が確認する形をとるからである。第三に、証人は、あくまで両当事者の主張を確認するだけであり、主張自体が事実かどうかを実地に検分したりする必要はない。たとえば、売買物件が、売却者の私有物（ミルク）であるかどうかを証人が知っている必要はなく、売却者が私有物であると述べたことを確認するのである。第4に、定型化された常套句が繰り返されることである⁽²³⁾。すなわち、証人の役割は、取引の形式的な確認であり、それが実際の事実であったかどうかを問題にはしていない。以下、文書に記載された事項を、順に解説する。

① 裁判官

証書では、文頭に裁判官の署名と捺印がなされるが、文書台帳では、各文書の冒頭に、「上に署名のあるナーアイブ某のもとで(売買した)」「上に署名のあるナーアイブ某が(命じた)」という形で、裁判官の名が記されている。1855年の中アラビア法以来、カーディーの職名は用いられなくなり、当該台帳の記帳された時期は、『シリヤ州年報 (Sālnāme, 以下年報と略)』も法廷台帳でもすべてナーアイブの呼称が用いられ、ダマスクスのナーアイブ(かつての大カーディーに相当)と主法廷のナーアイブは別々の人物が任じられている⁽²⁴⁾。

② 内容

多くは裁判官名のあとに、「某が・・・をした」との文言が続き、これが以下のような取引の内容を表す。括弧内は、書き出しの文言を示す。

売買 (ishtarā), 貸貸借 (ista'jara), 承認 (aqarra), 訴訟 (idda'a), 離婚 (sa'alā), 保証 (ashhada/şaddaqa), 借金 (yastahiqq)

次のものは、上記と異なる書き出しの形式をとる。

後見 (naşaba waṣīya), 許可 (adhina), 相続 (mukhallafāt), 会計報告 (mu-

ḥāsabāt)

後見は、未成年者の財産の後見人（遺言執行人）を任じるもので、売買許可是、未成年者の財産の売却を後見人に許可する場合であり、それぞれ、裁判官が任命、許可するという文体をとる。相続と会計報告は、某の相続財、某の会計報告という書き出しで始まり、裁判官名は本文中には記されない。

実際には、一つの文書に複数の関連する取引が記される場合がある。また、全く同じ取引内容のものが重複して記されていたり、途中で反故にして抹消されている例もある。これは、後述するように、記帳手続きに混乱が生じていたことを示している。

③ 当事者

②にあげた内容の取引を行う者であり、売買であれば、売却者と購入者、賃貸借であれば、賃貸者と賃借者をさす。会計報告や許可の場合は、前者では、後見人が報告し、後者では、裁判官が後見人に不動産売買を許可する形をとり、双務的ではない。

取引は、当事者の権利・義務に関するものであるだけに、当事者がだれかを明確にする必要がある。このため、名前は、本人のイスム（名）はもとより、父、祖父のイスムを連ねるとともに、尊称（ラカブ）、あだ名（クンヤ）、由来名（ニスバ）までできるだけ詳しく記されている。また、エフェンディ、アガ、パシャなどの社会的地位を示す称号も併記されている。

④ 立会人

出廷者が、取引当事者本人であることを確認する役割を果たし、2名以上が確認（“arrafa”）する。このような当事者の確認は、公証人の任務とされるが⁽²⁵⁾、本台帳では、当事者の親族を含め一般人が出廷してこれを行っている。

⑤ 代理人

当事者の委任をうけて、取引を行う人をさし、依頼人を muwakkil、委任された代理人（受任者）を muwakkal ‘alay-hi と記し、形式的には、この代理人

が売却や購入をする形をとる。代理人は、委任契約を交わしたことを文書のなかで明記し、かつ契約の有効性を証する証人2名および証人に対する保証人4名計6名を必要とする。また、未成年者(*qāṣir*)⁽²⁶⁾が取引者となる場合は、後見人が代理人として出廷し、後見人が男性の場合は*walī*、女性の場合は*waṣī*と呼ばれ、後者の場合は、カーディーの承認を得ることが必要になる⁽²⁷⁾。

⑥ 証人 (*shāhid*)

当事者が代理人を依頼する場合に、委任契約の有効性を確認するために証人(シャーヒド)2名が証言する。また、訴訟において、原告(または被告)の陳述の正当性を示すために証人が証言する場合がある。これ以外の場合は、本文中には、証人の名は現れず、文末に当座証人の名が記される。

⑦ 保証人 (*muzakkī*)

証人としての要件である「行い正しい(アドル)」ことを保証するためのもので、秘密の書簡によって保証する方法(*sirrīya*)と公開の場で保証する方法('alanīya)とがあり⁽²⁸⁾、台帳では、前者と後者についてもそれぞれ2名ずつ計4名の保証人がたてられている。

⑧ 物件

売買や賃貸借契約においては、取引の対象となる物件についての情報が詳しく述べられる。それは、物件の種類(たとえば、家屋、商店、農地、製粉場など)、その内容、所在、権利関係(来歴、共有関係)である。

たとえば、家屋の売買の場合は、その所在地とともに、売買の対象となる家屋の構成(中庭、井戸や噴水、居室と数、イーワーン、階段、台所、客間、出窓・バルコニーなど)が、述べられる。また、水道と門の位置(すなわち接道の有無)についても必ず言及があり、この二つの条件は、家屋の利用にあたって必要不可欠な条件であったことがわかる。また、家屋の一部分(階上部、居室など)や農園の一部を売買する場合もあり、この際には母屋の門などからの通行権(*ḥaqqa al-istiṭrāq*)を保持していることが明記される。

次に、取引の対象となる権利が問題となる。第一は、権利の一部を取引する場合があり、これは、キーラート（1/24）を単位とした分数で表示される。イスラム法では、分割相続を原則とする関係で、ひとつの不動産が親族間で共有されることが多く、1/120などの細分化された権利が対象となることもある。第二には、物理的にはひとつの物件であっても、これに対して、複数の所有権が設定される場合がある。家屋を例にとれば、土地と建物が一体のものとして取引される場合と、土地と建物に別々の所有権が設定される場合とがある。また、農地の場合には、土地、そこに生育する樹木、農具などの資本財に対してが別々の権利を設定しうる。

⑨ 所在

対象となる物件の所在を明記することは、書式集にも規定されている。その方法は、所在の地名（都市名や街区名など）を記し、さらに東西南北の四囲の境界（接する建物など）を示す⁽²⁹⁾。本台帳の場合は、ダマスクスか近郊農村か、市内か郊外（市壁外）かに大別されたうえで、街区名（サーリヒーヤ街区またはサーリヒーヤ近郊など）、さらに小街区名（mahalla）や路地名（zuqāq）を記し、四囲の建物（境界）を記す。このような表示法は、物件を特定するためのものである。

⑩ 来歴（munqaql）

売買の場合は、売却者が、物件に対して完全な私有権（ミルク）をもつていてそれを明記するとともに、その私有権をいかにして取得したかという来歴が記される。それは、相続と売買の二つの手段があり、相続であれば、誰からどれだけの割合を相続したか、さらに被相続者がそれをいかにして取得したかまでさかのぼって記される。売買による取得の場合は、同様に誰からどれだけの割合を購入したかが記される。さらにこれらの証明として、それについての法廷の証書があれば、法廷名や年月日を示し、実際に113件に証書の言及がみられる。また、「街区のコミッショナー（qūmisyūn）により所有権移転の委員会

(majlis al-intiqāl) に記録された情報による」という表現も頻繁に用いられている⁽³⁰⁾。さらに、また、以前の所有者や共有者などが、売却者の所有権を保証するために出廷する場合もある。

賃貸借もまた、所有権の一部（用益権）の取引にあたるが、この場合には、上記のような所有権の証明手続きは行われていない。この場合、多くはワクフ物件の賃貸借であり、ワクフであることが、関連の証書などを挙げて示される。

⑪ 共有

当該の物件が、共有の場合、共有者とその割合を記す。

⑫ 價格 (thaman)

売却の場合には、売買価格を、賃貸借の場合には、賃料と賃貸借期間を記す。価格には、貨幣単位を明記する。

⑬ 同席者 (ḥudūr)

法廷に出廷し、取引内容全体について最後に調査確認 (ittilā') を行う。これは、任意に行われており、その人数は、証人や保証人のように定式化されていない。

⑭ 日付 (ta'rīkh)

末尾に記帳された (ḥurrira) 日付を記す。ここで問題となるのは、台帳は、日付順に記帳されておらず、また、4冊の台帳の記帳期間が相互に重なりあっていることである（表1-1参照）。これは明らかに、台帳が法廷の開廷日に順次記帳されたものではないことを示している。とすれば、いかなる手順で記帳したのか、これについては、後段で検討する。

⑮ 当座証人 (shuhūd al-ḥāl)

本文が結ばれると、横線を引き、その下に何人かの名前が続く。この横線状のものは、「当座の証人 (shuhūd al-ḥāl)」の略語であり、署名者は、証人の役割を果たしている。当該文書の記帳官 (muqayyid) の名もここに記される。

3) 証書の書式

法廷台帳とは別に、一枚一枚に法廷での記録を記した証書（*wathīqa, şakk, kitāb*）が発行され、これは、取引の当事者に手渡され、保存された。ダマスクス歴史文書館では、これを一括して *ḥujja* と呼んでいるが、オスマン朝の用語法では、カーディーの判決を含むものは *i'lām* とよび、これを含まないものを *ḥujja* と呼ぶ。

歴史文書館に現存する証書は、ワクフ関係のものに限られている。本文の書式は、台帳と同じである。異なるのは、文頭に裁判官の署名と押印があり、文末には、当座証人の署名が記される。裏面には、内容の要旨が書かれ、記帳官の署名と押印が付される。(151ページの図版参照)

ここで問題となるのは、証書と台帳の関係である。19世紀のシリアの法学者であるイブン・アービディーン(1252/1836没)は、彼の時代の慣行では、「カーディーの手元におく記録には署名がなされず、カーディーの印（‘alāma）とシャーヒドの署名を付した証書（*ḥujja*）は、当事者に要約付で交付された」と述べ⁽³¹⁾、台帳は法廷側の記録であり、証書は当事者に交付されたと考えられる。実際に、主法廷の台帳 649 には、「証書（*ḥujja*）や判決（*i'lām*）を記帳するため」であり、また証書の裏面に「サーリヒーヤ法廷の台帳への記帳某」という記帳の記録が残されている場合がある⁽³²⁾。オスマン朝時代のエジプトの法廷台帳と証書について検討したミーラードは、台帳の記載内容の多くは証書の要約であり、また、証書には「(台帳に) 記帳済み」という書入れがある場合があることから、証書が当事者に交付されたのちに、台帳への記帳が行われたとの見解を述べている⁽³³⁾。

『ヒジュラ暦 13—14世紀前半のダマスクスの名士』を著したシャッティー(1378/1959没)が、「ダマスクスの法廷のナーライブを務めた Şāliḥ al-Kīlānī(1278/1861—62没)の名を証書や台帳に見つけた」と述べていることは、証書が 100 年近くにわたって市民に保存されていたことを物語る⁽³⁴⁾。また、『精選ダ

マスクス史』の著者ヒスニー（1358/1940没）は、同家の内部でのワクフの権利をめぐる紛争が殺人にまで発展した事件について述べる。このとき、ムフティーを代表とする委員会の調停により、ワクフの権益を分割する調停案（スルフ）がカーディーによって裁決され、両陣営は証書を受け取り、1292/1875—76年付の証書が、同家に保存されているという⁽³⁵⁾。ここから、紛争に際して、当事者が法廷から証書を受け取り、権利証明とする慣行があつたことがうかがわれる。

歴史文書館に所蔵される証書のうち、台帳と同時期にサーリヒーヤ法廷で裁決されたもの3点が残されている（A203, H129, H138, 1292—93/1875—77年）。しかし、そのいずれもが台帳に該当する記録を見つけることができない。これはどのように理解すればよいのであろうか。第一は、現存される4冊の台帳以外にもサーリヒーヤ法廷の台帳があり、これが紛失（ないしは整理上の不備で他資料に混入）している可能性である。第二は、法廷の台帳の記録がずさんであったために、記帳に漏れている可能性である。これについては、法廷台帳の組織的な検討をまつほかなく、今後に結論を委ねたい⁽³⁶⁾。

4) 台帳の記帳のルールと管理

台帳には、巻頭に法廷名、担当の裁判官や記帳官の名、記帳を開始した日付が書かれる。たとえば、スィナーニーヤ法廷の台帳642の巻頭には、「この台帳は、ダマスクスのナーイブ Mahmūd ‘Azīz Efendī とスィナーニーヤ法廷におけるナーイブ Muhammad Rāghib Efendī のもとで裁決されたシャリーア上の訴訟 (da‘wā) と証書 (şakk) の記帳のために、1290年7月17日に新編された」と記されている。しかし、サーリヒーヤ法廷の4冊は、いずれもこの記載を欠いている。各ページの左上隅には、葉数が記され、法廷名を示す印が押される。巻末には、総葉数が記され、また、閲覧の記録が書き込まれることがある⁽³⁷⁾。これらから、台帳は、あらかじめ葉数を明確にし、挿入などができるようにされていたことがわかる。

記帳の方式については、これを定めた規定などがあったとも思われるが、管見のかぎりでは、知られていない。そこで、当該の時期の台帳に記されたいくつかの通達を手がかりに、記帳の実態を検討することにしたい。

まず、1291年1月26日/1874年3月15日にイスタンブルおよびオスマン領の全法廷に通達されたシャリーア法廷台帳の記帳に関する規則から、当時の台帳の公的な位置づけを知ることができる⁽³⁸⁾。その要約は以下の通りである。

- ① 台帳の各葉に、押印し葉数を記入せよ。
- ② すべてのシャリーア上の文書 (sanad) は、台帳 (sijill) に記帳し、そのうち、証書 (hujja) の裏面に記帳官 (muqayyid) の押印をすること。
- ③ 台帳の閲覧の際に、読解が容易にできるように筆跡はきれいに。
- ④ 文字や単語の削除、行の削除、あるいは単語の追加といった形の訂正は不可。訂正を行う必要があれば、台帳の欄外にカーディーやナーラブの臨席のもとで同意を得て、押印を得て行うこと。
- ⑤ 記帳は、空白のないように、詰めて行い、かつ文書間の区別がつくようにせよ。
- ⑥ 判決記録 (i'lām) や証書 (hujja) を記帳するときは、(原本と) 照合したのち、「照合済み (muṭābaqa)」というしるし (ishāra) を記すこと。
- ⑦ 文書 (sanad) は、必要に応じて原本 (aṣl) と照合し、もし相違があれば、当該の記帳官を、カーヌーンに基づき処罰せよ。
- ⑧ 文書 (sanad) が破損したら、元のカーディーやナーラブのもとに戻し、記帳官の確認のうえ押印せよ。
- ⑨ 上記の 1, 2, 4 – 6 項を怠る記帳官は、解任せよ。
- ⑩ 台帳の記帳官は、信頼のおける者に限り、信頼できない者は、解任せよ。
- ⑪ 保存されている台帳を閲覧するために外に出したときは、すみやかに元に戻すこと。
- ⑫ 台帳を修理する必要が生じたら、カーディーまたはナーラブが行うこと。

- ⑬ すべての台帳は、保存のために、箱にいれ、記帳官が封印をして安全な場所に保管せよ。
- ⑭ 一冊の台帳を記帳し終わったら、カーディーまたはナーアイブのもとへ運び、署名して押印せよ。
- ⑮ 裁判官が交替したあとで、判決記録や証書の必要がでたときは、それを台帳の末尾に添付し、再度押印せよ。
- ⑯ 誤りが見つかって、追加や削除の必要があるときは、ナーアイブが追加や削除を行うこと。
- ⑰ この規定は、公正さを考慮した（修正は）許容される。
- ⑱ この規定は、1290年12月15日より施行される。

まずこの規定から、法廷で交付される証書は、台帳に記帳したのちに当事者に交付したこと（第2，6項），台帳は、閲覧に供され、権利の確認に用いられたこと（第3，11項），このため、台帳の改竄などがなされないように記帳と管理の厳格なルールが定められていたこと（第4—7，11—14，16項）がわかる。

しかし、実際の記帳事務は、決してこのような規定通りには行われておらず、混乱や逸脱があったことは、以下のダマスクスの各法廷のナーアイブや書記に対する主法廷からの通達にうかがうことができる。

① 91/1/26 (1874/3/15) 付 売買証書の交付⁽³⁹⁾

適正な価格による売買の証書 (*sakk*) については、完済を示す小片を付し、そうでない場合は切れ目をつけた小片を付すこと。これ以外のものは受理しないし、承認しないので、押印してはならない。

② 91/3/10 (1874/4/27) 付 記帳事務の簡素化⁽⁴⁰⁾

男子の後見人 (*walī*) や一般の後見人 (*wasī*) の任命については、後見人の財産や養育費（ナファカ）の必要について確認することなしに行ってよい。証書などによって証された売買を許可してよい。また、ワクフのナーズィルの任

命に関しては、ワクフ証書や二聖都の書記の会計報告なしに任命してよい。証書 (*ṣakk*) や承認 (*iqrār*) によって証された不動産の売買に関する訴訟は受理してよい。

こうして、私（ダマスクスのナーラブ）の在任中に、汝ら（各法廷のナーラブ）のもとに堆積している書類 (*awrāq*) については、私のもとに速やかに送付すること。古い書類については、ニーサーン月（4月）の末までは、私の押印が可能である。これに基づき汝らのもとへ送付する。これ（決済済みの書類）を汝らの台帳に記帳し、かかるのちに私のもとで保管できるように回送せよ。

③ 91/3/25 (1874/5/12) 付 売買文書の交付と手数料⁽⁴¹⁾

各法廷において売買契約に際して、手数料 (*kharj*) を徴収すること。証書 (*sanad*) を交付するときは、財産局 (*qalam al-amlāk*) や制定法裁判所 (*majlis al-tamyīz*) の確認ののち、（法廷の）裁判官に送り押印せよ。

④ 1291/4/18 (1874/6/4)⁽⁴²⁾ 手数料の徴収

国庫に納入される手数料 (*kharj*) についての規定は明らかである。訴訟を起訴者からは、手数料を徴収し、確定者に証書 (*hujja*) を交付する。その取消しを求めて他の者が別の法廷に提訴し、元の内容が確定されれば、裁判官は原証書の確定を交付し、証書の持ち主は再度手数料の徴収に服する。裁判官から、または法廷台帳から証書の交付を求めるときは、 $1/4$ *majīdī abyad*（約5クルシュ）を徴収すること。交付に際しては、内容の挿入があってはならない。証書の原本に内容の確認の署名を必要とするときは、5クルシュを徴収すること。

以上から、次のことがわかる。第一に、証書の交付には、ダマスクスのナーラブのもとに書類を送付し、その確認や押印ののちに、証書を交付し、台帳への記帳を行っていたこと、第二に、未決済の書類が各法廷に堆積し、このため、裁決手続きを簡素化し、事務処理の迅速化を図ろうしていたこと、第三に、売買などの証書の交付や台帳からの再交付にあたって、手数料を徴収していたことである。このような手数料は、オスマン朝時代の通例であり、法廷吏員の給

与の代わりとして徵収されていた⁽⁴³⁾。

しかし、このような文書事務の簡素化の通達にもかかわらず、事態は改善されていなかった。次の1295年1月5日(1878/1/9)の通達⁽⁴⁴⁾では、「目下の台帳記帳事務の過大さを鑑み」、簡素な事項(売買や賃貸借の際の不在者の代理人の認定、借金の確認、離婚、死者の確定)は、各法廷のナーライブが裁決せずに、ダマスクスのナーライブに回送することを命じている。

以上の通達の検討から、次のように考えられる。

台帳の記帳目的は、権利の保全にあり、当事者は、自らの権利の確認のために、これを閲覧したり、台帳に基づいて証書の交付を求めることができた。当事者には、契約の際などに証書が交付されていたと考えられるが、権利者が複数であることが多く、場合によっては10名を越える例も珍しくない。とすれば、すべての権利者が証書を保持することは不可能であり、また紛失することもあったであろう。このような際に、台帳は、権利台帳、登記簿として重要な意味をもっていた。

登記簿としての性格から、台帳の記帳に関しては、厳格な規定が設けられ、余白をつくらない、訂正は欄外に行うなど、改竄を防ぐための配慮がみられる。また、記帳した台帳を封印し箱に収めるなど、厳重な管理が求められていた。

しかし、記帳の実態は、件数が膨大であるため、事務が遅延していた。たしかに、サーリヒーヤ法廷の記帳件数をみると、月平均11.1件となるが、もっとも頻度の高い1291/1874-75年では月平均13.3件(1月は29件)、1292/1875-76年は月平均11.8件(7月は30件)に達する。すべて関係者が出廷したうえで起案し、ダマスクスのナーライブに確認・押印のうえで証書を交付し台帳に記帳していたとすれば、事務量は膨大なものであったと思われる(現存する証書には、実際にダマスクスのナーライブの押印・署名がなされている)。

では、どのような方式で記帳を行っていたのだろうか。先に述べたように、サーリヒーヤ法廷の台帳は、日付順には記帳されておらず、各台帳に記帳され

た文書の日付は2—4年にわたり、その期間は相互に重なりあっている。このような日付の混乱ぶりは、登記簿としての機能を損ねるものといえるだろう。

このような記帳の混乱の原因は、裁決や記帳の手続きの煩雑さによる事務量の増大に起因すると考えられる。実際の記帳方法については、つぎのような方法がとられたと考えられる。

まず、表2-2に台帳ごとの裁判官と記帳官の担当件数をまとめた。これをみると、台帳と裁判官の間には相関関係があることがわかる。すなわち、裁判官 Makkī Zāde は、台帳 669 に、Nābulusī Zāde は台帳 691 においてはじめて登場する。ここから、台帳は、裁判官（ナーイブ）の交替を機に改められた可能性が考えられる（ただし Nābulusī Zāde の名は、『年報』には確認できない）。しかし、交替の時点では、大量の未記帳の文書が残存し、これが新台帳に記帳されたのであろう。他方、他の法廷の台帳をみると、1290年5月から7月にかけて、主法廷、相続法廷、アウニーヤ、ズベーリーヤ、ミーダーン、スィナニーヤの6つの法廷が、いずれもダマスクスのナーイブ Mahmūd ‘Azīz Efendī の名のもとで、台帳を新編している。ここから、台帳はダマスクスのナーイブの交替を機に改められた可能性があり、サーリヒーヤ法廷の場合は台帳 660 がこれに該当することになる⁽⁴⁵⁾。

記帳の手順については、次の事実が手がかりとなる。ひとつは、記帳の順序をみると、同一の種類の文書が連続する傾向がみられることである。たとえば、台帳 669 では、全体に相続と後見関係の文書が他の台帳に比し、倍以上の割合を占めているうえに、相続文書が現れるとこれが 5 件、10 件と続く⁽⁴⁶⁾。法廷文書は、同一の種類の文書であれば、その書式や文言は定まっており、関係者の人名や物件の情報だけを入れ替えればよいのであるから、種類別にまとめて記帳することは、記帳官の労力と時間を軽減する合理的な方法といえる。このような記帳方式をとるとすれば、証書の原本を交付したあとでも固有の情報を記したメモだけを保存しておけばよいことになる。また、同一の人物（または家

族）にかかる文書は、日付が離れていても、近接して記帳される傾向があり、このようなメモが種類別なり、関係者ごとにある程度整理して置かれていた可能性をうかがわせる。第三には、同一の文書を重複して記載した例が4件見られることである⁽⁴⁷⁾。このような重複は、証書交付時にこれに基づいて記帳していれば起こりえないことであり、また、記帳のもとになるメモの管理がずさんであったことを推測させる。以上の三つの事実から、台帳の記帳は、証書を交付時に転記するのではなく、関係者や物件についての固有の情報を記したメモに基づいて行い、記帳官は、種類別などに整理されたメモを、適宜まとめて記帳していくという方式が想像される。実際に、定型的な文言の部分については、細かな語句の違いや誤記は頻繁に見られ、記帳官は、記憶に頼ってこれを行っていたように見受けられる。その反面、権利にかかる固有の情報については細心の注意が必要であったようで、文書669-225は、形式的には完全な文書であるにもかかわらず、持ち分に誤記があるために、これを破棄し、226に再度記帳されている。

最後に、このような記帳の方式は、膨大な事務を合理的に軽減するものではあったが、メモに基づいて記帳されたとすれば、それが実際に記帳されたかどうか、証書の原本と一致しているかどうかは、記帳官に委ねられることになる。実際には、91/4/18の通達で、証書の交付の際の改竄を禁じたりしていることからも、記帳官のモラルは絶対のものではなかったと考えるべきであろう。また、記帳事務の簡素化を図りながらも、一貫して、孤児の不動産の売買に関しては、小法廷のナーアイブへの権限委任や調査手続きの軽減を行っていない⁽⁴⁸⁾のは、未成年者の財産を勝手に売却するというような不正が起こりうる危険があつたためと考えられる。法廷台帳は、住民すべてに関わる権利台帳であったがゆえに、形式的な厳格さを追求せざるをえず、その形式性に実務が追いつかなくなるところに、不正がしのびこむ危険があつたのである。

II. 法廷をめぐる人間関係

本章では、法廷文書に登場する当事者、代理人、各種の証人役の社会的地位や相互の関係を検討し、法廷がいかなる社会関係によって運営されていたのかを考察する。

1) 取引内容

法廷をめぐる人間関係を検討する前に、法廷文書で取り扱われている内容について概観する。表1-1に、台帳別に文書内容を集計した。ここでは、文頭の語句が主たる取引内容を表すと考え、これによって分類・集計したが、実際には、ひとつの文書に、売買と賃貸借、賃貸借と借金などの関連する複数の案件が記録されていることも多く、たとえば、農地を賃貸借する際に、当該農地にある農具や樹木（主に果樹）の売買契約を結ぶ場合がある。

案件の内容は、いくつかに区分できる。最大数をしめるのは、売買であり、256件(33.9%)を占め、その多くは不動産の売買である。また、賃貸借の多くも不動産（多くは農園）の賃貸借であり、59件(7.8%)を占める。

第二には、相続と後見が、売買に続く割合を示し、それぞれ、136件(17.9%)と115件(15.2%)を占める。後見とは、未成年者の相続人に対し、養育と財産管理の責を負う後見人を指名するもので、相続に関連する。また、承認（イクラール）とは、一般に法的義務の存在を承認する陳述を行うことで、さまざまな状況で行われるが、本法廷台帳でのほとんどの例は、後見人が、未成年者の財産から借り入れた債務を承認する内容であり、先の後見に連動している。会計報告は、後見人が、未成年者の財産管理の報告を行うもので、ここにおいて、養育費、貸出金、その利子（リブフ）などがすべて報告される。この意味で、相続、後見、承認、会計報告は、父母などの死亡に伴って発生する一連の法的

な財産処理といえよう。

訴訟は、以上の売買、賃貸借、相続、借入れに関するもので、71件(9.4%)を占める。

以上の3種で、総件数の9割近くをしめるが、残りの案件の多くも、上記に関連するものである。保証は主に、ある物件が、売買や相続によって得られたミルク（私有財）であることを関係者が保証するもので、売買の際の所有権の証明となるものである。また、許可は、未成年者の財産の売却を後見人に許可するもので、やはり売買の前提となる手続きである。この許可には、ムルサド(murşad)とよばれるワクフ物件の修理費用の捻出のための貸付の許可も含まれているが、これについては、別稿で検討する。

台帳ごとにみると、その内容構成に違いがある。とくに台帳647と669の構成は対照的であり、647では、売買と賃貸借が約65%を占めるのに対し、669では、約14%にすぎず、これに代わって、相続と後見がそれぞれ30.2%と22.4%と1-2位を占める。このような違いは、1291年3月の通達により、後見人の指名手続きが簡素化されたことと関連する可能性がある。いずれにしても、両者の違いは、台帳が、ある時期にまとめて記帳されていためにおこったものと思われる。

さて、以上の内容を、ミーラードが分析したエジプト・カイロのサーリヒーヤ法廷の934/1527-28年の法廷台帳の内容と比較してみることにしよう⁽⁴⁹⁾。

表1-2から明らかなように、カイロの法廷では、第一には、窃盜・傷害・着服などの刑事事件(2.0%)や課税や公職任命など行政上の案件(1.5%)も扱われている。また、家族関係の案件のなかに、離婚(8.5%)が多くをしめ、ダマスクスのサーリヒーヤ法廷における離婚の案件の少なさが目立つ。また、取引関係のうち、カイロでは負債(多くは現金の借金)が全体の半数の割合を占めるのに対し、ダマスクスのサーリヒーヤ法廷では、一般の債権債務関係はゼロに近い。

これらの違いが生まれた理由としては、時代的差異、エジプトとシリアの法廷台帳の地域的差異、ダマスクスのサーリヒーヤ法廷の特殊性の三つの理由が考えられる。第一の刑事事件の欠如に関しては、ラーフェクが18世紀のモラル侵犯に関する事件（飲酒、売春など）を報告しているように⁽⁵⁰⁾、シリアにおいても刑事事件は皆無ではなく、これらは主法廷で扱われていた可能性があり、また制定法裁判所の設置といった法廷制度の改革が影響してしているのかもしれない。第三の債権関係は、同じく、新たに設置された商事裁判所で扱われた可能性がある。いずれにしても、シリアの法廷台帳についての、通時的な検討結果をまつ必要があり、サーリヒーヤ法廷の取引内容は、売買、賃貸借、相続といった住民の日常生活に関連する案件が、19世紀の司法改革期にも引き続きイスラム法廷で扱われていたことを示すものではあっても、これらが本来のイスラム法廷が扱う案件のすべてではないことに留意する必要がある。

2) 裁判官と書記

『年報』では、ダマスクスのナーイブと各法廷のナーイブおよび筆頭書記 (serkātib) の名が記され、主法廷のナーイブと筆頭書記は相続法廷の同職を兼ねた。また、主法廷には、筆頭書記のほか、書記、記帳官 (muqayyid) の職名もあり、これは小法廷でも同様であったとみられる。1289—95年の各法廷のナーイブは計23名、筆頭書記が計19名を数えるが⁽⁵¹⁾、このうち、名士録などに経歴を記されているものは、半数に満たない。より広く、名士録から19世紀後半にナーイブの職についたものを拾い出し、その経歴を検討してみよう。

ナーイブのほとんどは、ハナフィー派のウラマーであるが、ハンバル派やシャーフィイー派の者もみられる⁽⁵²⁾。しかし、1289年にミーダーン法廷のナーイブに任じられた Ahmad al-Khānī (1317/1899—90没) は、「必然的に（シャーフィイー派から）ハナフィー派に転じた」⁽⁵³⁾と記されていることから、オスマン朝の公認学派であるハナフィー派への一元化の要請が存在したとも考えられる。

ハンバル派の Ahmad al-Shattī の在任中 (1298/1880—81年頃), 「Mūsā Qāzīm Efendī が (ハナフィー派) カーディーであった時代に, ハンバル派のカーディー職が廃止され, 裁定はすべてハナフィー派とされた。このため, ダマスクスで名の知られたワクフ (物件) の案件が滞り, ワクフの持主などがカーディーのもとに集まり, ハンバル派の職を元に戻す必要を訴え, ハンバル派のナーイブが任じられた」⁽⁵⁴⁾ という事件も生じている。

裁判官の経験をみると, 多くは法廷の書記職を経験し, 筆頭書記 (*ra'īs al-kuttāb*) をへてナーイブに昇進したり⁽⁵⁵⁾, また, 各法廷のナーイブを転任している例が多い⁽⁵⁶⁾。また, 親子で裁判官職や書記を務めるものもいる⁽⁵⁷⁾。これらの例から, 裁判官と書記は, 前者がウラマーの後者が書記系統というような別個の系統の職務ではなく, 法廷業務として連続した領域であったことがわかる。また, 当時の主法廷の筆頭書記である Abū al-Khayr al-Makkī (1319/1901—02没) が, 「住民の必要事を裁定することを好み, 彼らの妥協点を定めた (*yuqaddiru manāzil-hum*)」⁽⁵⁸⁾ と描かれているように, 裁判官の職を有しなくとも, 住民の紛争に調停者として関わることがあった。Muhammad al-Shattī (1317/1899—90没) は, ナーイブ職に賄賂を用いて就き, ミーダーン法廷の筆頭書記などをつとめたが, 「ダマスクスの水の分配に関する証書類を集め, 法学, 相続法, 測量, 工学に優れ, 水や家屋の分割などの問題で住民が訪れた」という。実務家として相談役を果たし, 実用的な法学書を著した⁽⁵⁹⁾。

次に, サーリヒーヤ法廷のナーイブと書記について検討する(表2-1, 2を参照)。ナーイブについては, 『年報』に記された3名, 台帳に記された5名のうち, 名士録や伝記資料に登載されているのは, Khānī Zāde Maḥmūd Efendī (1319/1901—02没) の一人だけで, かれは, シリア各地のカーディー職を経験した⁽⁶⁰⁾。第二の問題は, 台帳のナーイブ名と同時期の『年報』のナーイブ名が必ずしも一致しないことである。在任期間が一致することから, Maḥmūd Efendī は Khānī Zāde Maḥmūd と, Sa'īd Efendī は Bāzirbāsh Zāde Mu-

ḥammad Saīd Efendī と、Makkī Zāde Rāghib Efendī は Makkī Zāde Muḥammad Rāghib Efendī と考えてよいだろう。しかし、Muhammad Efendī Kuzbarī al-Nābulusī と Nābulusī Zāde Muhammad Efendī のふたりについては、『年報』にも、また名士録にもその名を見出すことはできない。Nābulusī Zāde Muhammad の名は、証書に記された裁判官名にもみられる⁽⁶¹⁾。『年報』のナーアイブ名は、いわば官報の名簿であり、実際にナーアイブとして法廷に立った者のすべてを登載しているのではないと考えざるをえない。

ハナフィー派以外のシャーフィイー派やハンバル派の裁判官が裁定者となる場合もみられる。この場合は、単に「上記に署名した、シャーフィイー派（ハンバル派）において裁定することを許可された者のもとで」と記されるだけで、裁定者の名は台帳や証書の本文には記されていない。証書の場合には、本文の前に記された署名によって裁定者の名を知ることができるが、台帳には、この署名が省かれているため、裁定者の名はわからない。

シャーフィイー派の裁定した文書は 82 例、全体の 12.9% を占める。取引内容では、賃貸借が 51 件、売買が 29 件であり、売買の多くも果樹園の樹木の取引であり、土地の賃貸借関係を前提としている。ハンバル派の場合も、賃貸借に関するものが 5 件を占める。これに対し、ハナフィー派が裁定する賃貸借契約の例は 7 件(11.7%) にすぎない。賃貸借に関する取引の際に、シャーフィイー派やハンバル派の裁定が多いのは、ハナフィー派が 2 年ないし 3 年を越える賃貸借期間を認めないと対し、両派が長期の賃貸借契約を認めていたためと考えられ⁽⁶²⁾、法廷台帳においても、実際に 3 年契約を 2 回ないし 3 回繰り返すことを認めている。また、後述するように、新規の賃貸借契約への参入者に対して、両派は原契約者の契約を保護する裁定を下していたことも、両派が好まれた理由と考えられる。しかし、両派のもとで賃貸借契約を交わす場合にも、ハナフィー派のナーアイブがこの裁定を維持 (anfadha) する形がとられ、当該のナーアイブの名も記されている。先に、ハンバル派のカーディー職が廃されたと

きに、ワクフ関係の案件処理が滞ったのは、同派のカーディーがワクフ物件の賃貸借に多く関わっていたためではないかと推察される。

『年報』において 1290—95/1873—1878 年に筆頭書記として掲載されている Nābulusī Zāde Sa‘īd は、法廷台帳に書記としての署名が頻繁にみられる Muḥammad Sa‘īd al-Nābulusī と考えてよいだろう。しかし、同名の人物は、当時の名士録には登載されていないため、その経歴をすることはできない。台帳の記帳は記帳官の仕事であり、書記は、裁判の調査などの役割も果たし⁽⁶³⁾、より上級の職と考えられる。

3) 当事者

① 居住地

住民は、原則として、ダマスクスの裁判区内であれば、どの法廷にでも提訴することができ、小法廷の管轄区域は設けられていなかった⁽⁶⁴⁾。サーリヒーヤ法廷の台帳では、当事者がどこの住民であるかを記している例は少なく、どちらか一方でも居住地が記されているケースは 76 件 (10.1%) にすぎない。ミーダーン、アウニーヤ、スィナーニーヤなど同時期の他の小法廷については、さらに居住地を記している例は少なく、また、サーリヒーヤ街区の住民の案件が扱われている例もある⁽⁶⁵⁾。

次に表 3-1 に、サーリヒーヤ法廷の台帳に居住地が記されている場合をまとめた。ここから、サーリヒーヤ街区の住民である場合は 42 件で、居住地がわかる例の 48.3% を占める (総件数の 2.8%)。他は、東に接するアクラード Akrād (広義のサーリヒーヤ街区の一部) のほか、テッル al-Tell, ハーマ al-Hāma, ドゥンマル Dummar などの村の住民である。これらの村は、いずれも市の北に位置し、サーリヒーヤ街区は、市とこれらの村を結ぶ街道上にあったことから、村民にとっては、市内の法廷よりサーリヒーヤ法廷に赴く方が便がよかったと思われる。自身の街区に小法廷をもつアマーラ、サールージャー、ミーダーン

の住民が当事者となっている例もあるが、このうち半数は、サーリヒーヤ街区または近郊に取引物件があり、サーリヒーヤ法廷を選択する理由があった⁽⁶⁶⁾。

問題となることは、居住地の記されていない多くの例について、当事者がサーリヒーヤ街区の住民と考えられるかどうかである。先の例以外に家名(ニスバ)からサーリヒーヤの住民と判断できる例も多いこと、逆に他の街区の住民とわかる例では、サーリヒーヤ法廷を選ぶ理由があったこと、また、法廷には、当事者はもとより、立会人、証人などが出廷する必要があったことを考慮すると、サーリヒーヤ街区の住民の場合は、通常は同法廷を選ぶことが自然であろうと考えられる。

② 社会層

台帳に記帳された取引のなかで、主要部分をしめる相続、売買、賃貸借について、当事者の社会構成を表3-2にまとめた。

まず、全体的なことからみると、法廷台帳に当事者として現れる人間は、3種類の取引だけで1987名に及んでいる。これに後見115件($\times 2$ 名=330人)、訴訟71件($\times 2$ 名=142名)を加えれば、少なくとも約2500人が当事者として出廷していたことになる。1880年代のダマスクス市の人口が約11万人、サーリヒーヤ街区の住民数を約1万人と仮定すれば、台帳の記帳期間である5年間に、4人に1人が法廷に足を運んだことになる⁽⁶⁷⁾。さらに、関係者として法廷に出廷した人物の数を概算すれば、立会人1500名(2名×総件数750=約1500名)、代理人350名(表4参照)、委任契約の証人と保証人1300名(6×ワキール数219人)、訴訟の証人と保証人300名(6人×48件、表7参照)の計3450をこれに加えることができる。以上の当事者や関係者の見積もりだけで約6000名に達する。

取引者の社会的地位をみると、エフェンディ(Efendi)やシャイフ(Shaykh)などの称号をもつ高位のウラマーと、アガ(Aghā), ベイ(Bey, Bīk)やパシャ(Bāshā, Paşa)などの称号をもつ高位の軍人など名士の割合を表に示した⁽⁶⁸⁾。

これらウラマー系名士と軍人などの名士は、被相続人の5—6%，売買の1—2%をそれぞれ占めるにすぎない。賃貸借に関しては、賃貸者の19%をウラマー系の名士が、7%を軍人などの名士が占め、さらに後者は賃借者としても11%を占めている。賃貸借の多くは、ワクフ地を対象とするもので、名士がワクフのナーズィルとして、また経営者として関与していたことを示す（詳しくは別稿で検討する）。しかし、全体としてみれば、名士の割合は少なく、むしろ、幅広い層の住民が法廷を訪れていたといえるだろう。平均相続額の低さ（1件平均3325 クルシュ、相続者平均1人735.2 クルシュ）や売買価格の低さ（最低は150 クルシュ）も、無名の一般住民が、相続や自家の売買などの際に、額の多寡にかかわらず法廷で登記していたことを示している。なお、サーリヒーヤ街区の住民のほとんどはムスリムであり、法廷台帳にユダヤ教徒が登場する例もあるが、市内のユダヤ教徒街区の住民と考えられる⁽⁶⁹⁾。

次に、女性の構成比を検討する。女性は、相続人の51.1%を占めており、イスラム法上の女性の相続権の規定が名目的なものではなく、女性が相続上の権利（但し相続の取り分は男性の1/2）を行使していたことを示している。その反面、売買における役割をみると、売却者となる場合が44.2%を占めるのに対し購入者となる場合は28.9%にすぎない。単純化すれば、女性は、主に相続によって得た不動産の所有権を手放す傾向にあるといってよいであろう。

未成年者についてみると、相続人の39.3%を占める。イスラム法では、子供の相続権は、年長であるかどうか、未成年であるかどうかを問わず、同等であり、その規定が、名目上のものではなく、きちんと実行されていたことがわかる。そして、未成年者が相続した財産は、後見人が管理し、会計報告を提出した。また、売買における役割をみると、売却者である割合が20.0%であるのに対し、購入者である割合は10.6%にすぎず、女性と同様に、相続によって得た不動産所有権を手放す傾向にあった。

4) 代理人

イスラム法では、女性、奴隸、ズインミー(キリスト教徒、ユダヤ教徒)、未成年者は、法廷において、代理人をたて法的権限を委任することを認められている⁽⁷⁰⁾。このほか、法廷台帳では、これ以外の場合にも代理人をたてるケースがあり、これらを主要な取引(売買、賃貸借、訴訟)について、依頼人と代理人別に集計して、表4にまとめた。

まず、全体の件数についてみると、売買の場合は22%から33%，賃貸借が58%から59%，訴訟が25%から30%の取引について、代理人がたてられている。売買の場合は、依頼人が未成年や女性である場合が8割を占め、賃貸借では、これ以外の親族や名士が依頼人となるケースが増える。

依頼人としては、未成年と女性の割合が、いずれの取引でも多くを占めている。未成年者の場合は、先に述べたように、代理人である後見人が男性の場合は*wali*の語が、女性の場合は*waṣī*の語が用いられる。法的には、後者の場合にのみ、裁判官の承認を必要とするが、法廷台帳では、ワリーの場合にも承認を得たことが明記される場合がある⁽⁷¹⁾。

依頼人が未成年である場合以外は、委任契約(*wakāla*)が結ばれる。このような代理人(ワキール)がたてられる割合は、売買で総件数の16—19%，賃貸で53—58%，訴訟で16—20%を占める。この場合には、委任契約の有効性を証する証人2名とその証人に対する保証人4名をたてることが必要であり、台帳では例外なくこの手続きが記されている。また、さらに念入りに「否定の原告*khaṣm sharī jahid*」をたてる場合があり、これは、委任契約を否認する訴えが起きた形をとて、その反証として、証人が証言する形をとる。この「否定の原告」が形式的なものであることは、特定の人物がこの役割を演じていることから推察できる⁽⁷²⁾。

代理人についてみると、未成年者や女性が依頼人の場合は、その家族が代理人となるのが通例となっていた。エフェンディなどの称号をもつ名士が代理人

となる例はごくわずかであり、全体に、代理人となるのに名士である必要はなかった。これとは逆に、賃貸借契約の際に名士が賃貸者となる場合には、代理人をたてて契約する例が多くみられる。これは、名士が複数のワクフのナーズィルを務めていたので、出廷する手間を省くためのものと考えてよいだろう。また、特定の人物が代理人として頻繁に登場することもない。全体として、一定の手続きを踏めば代理人は誰でもなることができ、通常の取引では個々の当事者の事情に応じて、親族など近い関係にある者が代理人となっていたと考えられる。

19世紀のダマスクスの職業を綴った『職業事典』には、ワキールの項目があり、資産家や女性などから、農地、商店、浴場などの管理や賃料の徴収などを委任され、稼ぎがよく高等な職として、多くの人が従事すると説明されている⁽⁷³⁾。ワキールが職業として繁盛していた反面、その対価が必要であり、実際にこれら職業的ワキールを用いていたのは、名士や資産家に限られていたといえるだろう。

このような傾向は、17世紀初頭の主にカイセリの法廷文書台帳をもとに、ジェニングスが行ったワキールの分析結果と一致する。まず、ワキールの登場する頻度では、カイセリ法廷では6%にすぎず、サーリヒーヤ法廷の方が頻度は高い。女性が当事者の場合に代理人をたてる割合は33%であり、サーリヒーヤ法廷の方が頻度が高いとみられる。依頼人と代理人の関係では、親族関係にあるものが30%を占め、特定の人物が職業的にこれを務めたり、あるいは有力者が務めるという傾向は見られないとする⁽⁷⁴⁾。

ここで問題となるのは、なぜ、代理人の委任契約に際して、証人や保証人をたてることがこれまでに徹底されたかである。これに関連して注目されるのは、売買や賃貸借において、売却者や賃貸者が代理人をたてた場合に、本体の取引契約の締結に先だって次のような訴訟がおこされたことが付記されていることである。

それは、売却者（または賃貸者）にかわって代理人が、本体の売買（賃貸借）契約とは無関係の第三者に対する債権の取立てを訴えるものである。債権の額は、ほとんどの場合は 10 クルシュという低額であるが、債務者側は、債権の存在自体は認めるが、代理人への委任契約の有効性を否認する。これに対し、債権者側は、委任契約の際と同じ証人と保証人をたて、証人は「シャリーア上の全権委任 (wakāla sharīya ‘amma muṭlaqa fawwaḍa bi-ra'y-hi)」であることを証言し、裁判官は債権者の訴えを有効と認め、債務の支払いを命じる。このような訴訟は、計 79 件が記録され、債権額に多少の異同があるほか、プロセスはすべて同じである⁽⁷⁵⁾。

これは、購入者（または賃借者）に代理人がたてられる場合には、行われていない。債務者側の主張は、債権そのものではなく、委任契約を問題にしていることから、争点は委任契約の有効性にあったとみるべきだろう。すなわち、委任契約についての訴訟をおこすことによって、その有効性を確認し、契約締結後何年かのうちに、原所有者が、代理人が勝手に売却（または賃貸）したというような訴えを起こすことを防止するためのものと考えられる。債務者として登場する者が、特定の人物に限られていることも、この訴訟が形式的なものであることをよく示している⁽⁷⁶⁾。この形式的訴訟は代理人をたてて売買や賃貸借契約を行う際の通例となっていた。この手続きを踏まない契約は、売買の場合に 7 例、賃貸借の場合に 2 例あるだけである。台帳の記帳が、メモによって行われていたとすれば、この数字は、形式訴訟の徹底さを示すものといってよいだろう。

このような形式的な訴訟は、将来における売買（ないし賃貸借）契約の有効性についての紛争が起こることを予防するものであるが、代理人（後見人を含む）が、所有権者の同意を得ずに、物件を売却したり賃貸することはなかつたのであろうか。とくに、所有権者が未成年であれば、その危険性がある。このため、法廷では、未成年者の財産を売却する際には、裁判官に売買許可を求める

る場合がある。また、売買契約締結後に、その価格が不当であるとの訴訟が売却者の代理人よりおこされ、購入者はこれに対し、証人をたて（通常は委任契約の証人と保証人がこれを兼ねる）、価格は有効で、未成年者の財産の運用に適したものであることを立証するという、形式的な訴訟が記されている⁽⁷⁷⁾。いずれも、代理人の専横を防ぐための予防策であると同時に、そのような可能性が実際に存在したことを見唆するものといえるだろう。

5) 証人役

イスラム法では、先に述べたように、証人による証言が公証力をもち、証人の資格や要件について細かな規定が設けられている。さらに法廷には、立会人、保証人、同席者などが出廷し、それぞれ証言や陳述を行い、取引の有効性を確認する役割を果たしている。当事者だけで成立する契約は皆無といってよく、逆にいえば、これらの証人役をたてられない人間は、権利関係から排除されることを意味する。ここでは、どのような人物が、その役割を果たしていたかを検討する。

まず、立会人と証人（ここでは委任契約や訴訟の際の証人をさす）についてみると、当事者の親族がこれを務める場合があり、特に、当事者が、クルド系のようなマイノリティであったり、近郊村落の居住者である場合にこのような例が多い。また、ムフタール（街区長）、書記などの役職者が務める場合も見られるが、むしろ例外的といってよい⁽⁷⁸⁾。全体としては、特定の人物や有力者が務めることは少なく、同族者や知人などに適宜依頼していたとみられる。クルドや村落居住者の場合に同族や地縁による結びつきが強くみられるのは、サリヒーヤ街区内に出廷を依頼できる人物をもたなかつたためであろう。

これに対し、保証人については、頻繁に登場する特定の人物を確認することができる。これらの人物は、立会人、証人、代理人、同席者の役割を果たすこともあり、10回以上出廷したことが明らかな人物など20名について、表6にま

とめた。

表からわかるように、50回以上出廷した人物が7名、最多出廷者である *Şālih b. Muhammad al-Saqqā'amīnī* は、122回をかぞえ、これはほぼ週に1回は出廷していることになる。また、出廷の仕方をみると、特定の2者がしばしばペアとなって保証人の役を果たしている。たとえば、*al-Kinnānī* 兄弟や、*al-Saqqā'amīnī* 家の二人、また、*Şālih b. Muḥammad al-Saqqā'amīnī* と *Ibn Adīb* は計79回法廷で同席している。これらの人物にかぎらず、表6にあげた人物は、法廷の常連であり、互いに顔見知りであったことはまちがいない。また、内10名はサーリヒーヤ街区の住民であることが法廷文書などで言及され、*Şālih b. al-Kinnānī* の住居は、*Zuqāq al-Nawā'īn*（ムヒーディーン・ジャーミーの裏手の揚水車のある小路）にあった⁽⁷⁹⁾。また、*Şālih b. Muḥammad al-Saqqā'amīnī* は法廷のある小街区 *Mahalla al-Mahkama* に家屋をもっており、ここに住んでいたとすれば、頻繁な出廷もうなづける⁽⁸⁰⁾。これらの常連は、他の法廷でサーリヒーヤ街区やその近郊にある物件が扱われる際には登場していないことから、ほとんどは、サーリヒーヤ街区に住んでいたと考えてよいだろう。

問題となるのは、これらの人物が何者であり、なぜ法廷の常連となったかである。常連のうち、伝記集に、当人の記事があるのは1名、関連する一族の記事があるのが2例だけである。*al-Kinnānī*, *al-Saqqā'amīnī*, *Sukkar*などは、同名の一族の記事は掲載されているが、当該の人物と直接関係のある記事は見つけることができない。資料として用いた伝記集は、同時代にダマスクスの「名士 (a'yān)」「著名人 (rijāl mashāhīr)」と考えられた為政者、軍人、ウラマー、スーフィーなどの人物を収録したものであり、これに記載されていないということは、常連の多くは、サーリヒーヤ街区では名が通っていたとしても、ダマスクス全体でみれば著名ではなかったことを意味する。先に述べたように、サーリヒーヤ法廷の裁判官や書記のほとんどが、この名士録には登載されてい

ない。役職としては、より下位の職務である保証人などを常の仕事とする彼らが、市のレベルの名士として扱われないことは不思議ではない。

次に、法廷台帳のなかで、これらの常連が当事者として登場するものを検索したが、該当するのは次の3例だけである。Muhammad Sa‘id b. Hasan Baqdūnisは、サーリヒーヤにある商店の営業権を1250 クルシュで売却している⁽⁸¹⁾。この営業権は、6年前に購入し、ワクフ物件である商店自体は購入者に賃貸していたもので、Baqdūnisが資産として所持・運用していたと考えてよいであろう。al-Kinnānī兄弟がZaynabなる女性に対し58 クルシュを貸していたことがこの女性の相続文書からわかる。故人の債務総額は397 クルシュであり、兄弟の貸与が知人としてのものか、金貸しを行っていたのかはわからぬい⁽⁸²⁾。またŞālih al-Kinnānīは、祖先のワクフ（農地）のナーズィルとして登場する⁽⁸³⁾。法廷台帳のなかで、これら常連の当事者としての記録が少ないことが、直ちに経済活動に縁がなかったことを意味しないとしても、その方面の有力者ではなかったと考えられる。

さらに、街区で聞き取り調査を試みた。表に丸印を付した人物の家名は、サーリヒーヤの古くからの住民として現在なお知られており、その子孫を探し出せば、彼らの職業や地位を知ることができると考えた。al-Saqqā’amīnī, Tarābīya, Sukkarについては、同名の一族に会うことができたが、いずれもこれら常連の直接の子孫ではなく、彼らについての情報を得ることはできなかつた。そこで、名士録などのわずかな記事から、常連の社会的役割を探り出していくことにしたい。

名士録から情報が得られるのは、頻繁に登場するal-Kinnānī兄弟やal-Saqqā’amīnīではなく、登場回数としてはむしろ少ないMuhammad al-Tikrītī, al-Saqatī, al-Nābulusīの三者についてである。まず、Muhammad al-Tikrītī (1313/1895–96没)について次のように記されている。

祖父は、サーリヒーヤのアーヤーン（名士）で、リーダーであった。自

身は、シャーフィイー派で、自宅やムヒーディーン・ジャーミーで教え、
サーリヒーヤでは、住民の必要事項を裁定する (*qaḍā' ḥawā'iṭ al-nās*) ことで知られていた。住民は、争いがおこると彼のもとに相談に訪れ、彼は、
知と誠実さによる良き裁定（解決策）を示した⁽⁸⁴⁾。

Ibrāhīm al-Nābulusī (1356/1937—38没) については、名前から著名なスー
フィー思想家‘Abd al-Ghanī al-Nābulusī (1143/1731没) の子孫であり、「顔
役 (wajīḥ)」とされる。その父‘Abd Allāh (1309/1891—92没) について次
のような記事が見られる。

ハナフィー派で、住民の問題に、勇気と能力をもって臨み、シャリーア
法廷などの場で、弁護士や訴訟代理人の役をつとめた。当時は弁護士は少
なかつたというのに。富を集め、アマーラ街区に家を、またシャーグール
街区やサーリヒーヤ街区に不動産を購入し、1297年にこれらすべてを子孫
のためのワクフとした。為政者などのあいだで威厳をもち、真理（権利，
haqq）を弁じ、非難を懼れることはなかった⁽⁸⁵⁾。

父が法廷に登場したのは、計3回にすぎないが⁽⁸⁶⁾、当時60歳を越えていたこ
とを考慮すれば、すでに子に名士としての役割が引き継がれていたと考えてよ
いだろう。

次のal-Saqatī家は、先祖はビカー地方からダマスクスに移住したウラマー
の名家である。‘Abd al-Qādir (1205/1790—91没) は、サーリヒーヤ街区最大
のウマリーや学院の教授とワクフ管理をつとめて住民の信望を集め、その孫の
Şāliḥ (1245/1829—30 or 42/1826—27没) はムザッファリー・ジャーミーのハ
ティープをつとめ、いずれも市の名士として知られる⁽⁸⁷⁾。本稿の時代の人物と
しては、Şāliḥの甥の子にあたる‘Abd al-Majīd (1318/1900—01没) について、
「顔役であり、（サーリヒーヤ）街区の住民などが彼のもとへ、トラブルの解決
(*ḥall al-mushkilāt*) や事件の調停のために訪れた」と記されている⁽⁸⁸⁾。*‘Abd*
*al-Majīd*自身は、法廷には、立会人、代理人などとして3回登場するだけであ

るが、親族であり *Şâlih* の子にあたる ‘Abd al-Ghanî が計 6 回、*Ismâ‘il* が 7 回出廷する⁽⁸⁹⁾。‘Abd al-Ghanî は、エフェンディの称号をもち、サーリヒーヤ郊外の農園を 3 回にわたり賃貸借、売買したことが法廷台帳に記録されており、経済活動にも参与していたことがわかる⁽⁹⁰⁾。しかし、ヒジュラ暦 14 世紀の名士として登場する同家の人物としては、先の ‘Abd al-Majîd ひとりであり、彼についても公職としてはウマリーヤ学院のワクフのナーズィルの代理（ワキール）という仕事が記されるだけで、前代に比べるなら、ウラマーとしての地位は低下したとみざるをえない。

以上の 3 人の人物に共通する像は、行政の役職にはつかないにも関わらず、住民の信を得て、紛争やトラブルなどの諸問題の相談にのり、その解決策を示すというものである。この意味で、彼らはサーリヒーヤ街区の顔役といってよいだろう。しかし、この顔役クラスの人物は、サーリヒーヤ法廷に出廷する割合は決して多いものではなかった。*Muhammad al-Tikrîtî* は自身が 21 回出廷しているとはいえ、保証人としての出廷はわずか 1 回であり、13 回は確認のための任意の同席者である。同席者の顔ぶれには、むしろ彼のようなやや地位の高い人物が多いのは、プロセス全体を最後に確認し権威づける役割を果たしていたからと思われる。‘Abd Allâh al-Nâbulusî の場合は、彼自身の出廷はわずかで、同族の *Ibrâhîm* の出廷の方が目立ち、*al-Saqâti* 家の場合も、顔役である ‘Abd al-Majîd より同族の *Şâlih* らの出廷の方が多くなっている。名士録に名前を見つけることのできない残りの常連は、街区で名を知られた人物ではあったとしても、トラブルを調停する名士というよりトラブルに至らない住民の日常的な法廷業務を助力することを任としていたと考えられる。

名士録のなかには、市民の「相談役」「調停者」の役割を果たした人物が、他にもみられる。これらの人物は、カーディー（またはナーライブ）やムフティーのような法行政職についていた者もいるが、むしろ多くは、先の 3 者と同様に行政職にはついていない。これらの相談役の共通性は次の点である。

第一は、住民の訪問であり、それは、毎日毎晩、近隣はもとより各地から訪れ、ウラマーやアーヤーンはもとより、商人や一般庶民までの各層を含んでいた⁽⁹¹⁾。第二は、住民の日常生活に不可欠な法的な問題をあつかっていたことである。たとえば、Abū al-Faraj al-Khaṭīb (1311/1893没) は、「宗教上の問題から夫婦の問題まで、離婚や再婚などについて、シャーフィー派やハンバル派の法意見を示した」⁽⁹²⁾。第三は、公正な裁定を行ったとされることである。たとえば、‘Abd Allāh al-Halabī (1286/1870没) に関して、「彼は、両当事者の満足する見事な裁定を行い、それに対する謝礼や贈り物を受け取らず、絹の交易で生計をたてていた」⁽⁹³⁾。彼らの調停者としての処理能力と信望は、為政者にもおよび、強い影響力を持つ者も少なくなかった⁽⁹⁴⁾。

ここで問題となることは、まず彼らの裁定の性格である。多くがカーディー職やナーライブ職についておらず、自宅で行われた評定であることを考えれば、それは当事者に対する私的な助言や調停案であり、当事者が納得するかどうかが問題であった。もちろん、法的な権利に関する問題が持ち込まれていたのであるから、彼らの提示した助言や案にそって、法廷での手続きが行われる場合も多かったと考えられる。次に、このような相談や調停の対価を受け取っていたかである。先の al-Halabī は一切の対価を受け取らず、また、ナーライブ職にあった Zāhid al-Alshī (1320/1902没) についても、「どんな多額であっても賄賂 (rishwa) を受け取らず、有力者であっても裁定の肩入れを行わず」と述べられている⁽⁹⁵⁾。しかし、Salīm al-‘Aṭṭār (1307/1889—90没) の場合は、「特定の裁定によって利益を得るということがなくはなかったが、正当な権利(ハック)を廃したり、不正を正当化したりすることではなく、この種の収入やスレイマニエ・タキーヤでの教授の給与や村の土地からの上がりなどすべてを自宅や訪問者のために消費してしまい、(家の)門はいつでも学生や訪問者に開かれていた」という⁽⁹⁶⁾。対価を拒否した者は、いずれも称賛の記事であり、むしろ、多くの者は、Salīm al-‘Aṭṭār のように、許容範囲内でなにかしかの謝礼を手数

料として受取っていたと考えるべきであろう。最後に、彼らの調停が権威をもちえた理由である。それは、イスラム法上の知識、当事者や状況に応じた判断力とともに、目に見えない信望を擧げる必要がある。この信望は、「権利（ハック）と公正（アドル）の守り手」⁽⁹⁷⁾というような形で表現されることもあるが、「男氣・名誉（murūwa, shahāma）」の持ち主という形でも語られている⁽⁹⁸⁾。

以上の検討から、19世紀末のダマスクスにおいて、法廷の公職についているもの以外に、各種のレベルで、住民の日常の必要事に關与し、法的な助言を与え、法的な手続きへと導くエキスパートがいたことがわかる。名士録に登載された調停者は、ダマスクス全域にわたってその影響力をもっていた名士であり、法廷台帳に登場する常連の多くは、主にサーリヒーヤ街区の住民の相談事を受けていた「街区の顔役」やその関係者であったと考えられる。彼らは、依頼に応じて、証人や代理人などの役を演じ、必要に応じて助言を行った。常連の法廷への出廷の回数の多さからすると無償とは考えにくく、対価を受け取っていたとみるべきであろう⁽⁹⁹⁾。住民の側からすれば、相談事の質によって、市の名士、街区の顔役、その関係者の三者から適切な相談者を選び、またそうすることで、三者は併存することができたともいえるだろう。

6) 当座証人

法廷文書の末尾には、横線のような略号で「当座の証人（shuhūd al-hāl）」と記したあとに、証人の名前が列記される。本来は、証人としての本人の署名が必要であったが、台帳でも、また証書の多くでも、記帳官が名前を代筆する形となっている。相続文書など全く署名が略されている場合もあり（計73件）、また、記帳官の名前だけが記されている場合も多い。法廷台帳に登場するこれら当座証人の名を、表5にまとめた。

まず、当座証人の数は、計2277名の名が登場し、1文書平均の証人数は3.29人となる（但しこれは、記帳官の名だけが記された場合も含んでの集計であ

る)。台帳 647 だけは 19 人の人物が関与しているが、他は 8—11 人の人物に限られ、特定の人物がこれを務めている。これらのほとんどは、書記 (kātib), 記帳官 (muqayyid), 廷吏 (muḥdir), 門番 (bawwāb) の役職名が付記されている。

頻度が高いのは、Ahmad Barjāq の 442 回, Muḥammad Sa‘īd al-Nābulusī の 382 回, Muḥammad Amīn Barjāq の 343 回, ‘Abd al-Majīd al-Nābulusī の 228 回となる。Muḥammad Sa‘īd al-Nābulusī は、サーリヒーヤ法廷の筆頭書記であり、Muḥammad Amīn Barjāq は、記帳官として登場することが圧倒的に多く、また Ahmad Barjāq は、証書に「記帳官」として印章が使われていることから、後 2 者は、記帳官を職務としていたと考えてよいであろう。これに続くのは、al-Hājj Qāsim (169 回) と Ahmad al-Khayyāt (154 回) であり、両者は、廷吏や門番という役職名で多く登場し、後者は、法廷のある街区に家屋をもっていたことから⁽¹⁰⁰⁾、出廷も容易であった。これらはいずれも、その出廷の頻度から週に 1 回程度は出廷していたことになり、法廷業務を生業とする役人と考えてよいであろう。

このような当座証人の傾向は、カイセリの法廷台帳をもとにしたジェニングスの当座証人の分析結果と符合する。そこでは、当事者と当座証人に、同じ社会階層や同族といった連関性がある場合も見られるが、大多数は、常連の出廷者がこれをしめ、とくに廷吏 (muhzir) などの法廷官吏がこれを務めるケースが多いとする⁽¹⁰¹⁾。

サーリヒーヤ法廷の場合は、当座証人は、これら法廷に日常的に仕事をもつ人物が務め、それ以外の一般的な人物が務める例はみられない。すなわち、当座証人は、法廷吏員の日常的な業務のひとつであり、当事者からすれば、あらためて証人を募る必要はなかった。その反面、日常業務であるがゆえに、公証力としては強いものは期待できない。署名が省かれている例があることは、当座証人が形式的な効力しかもっていなかつたことを示している。

7) 紛争の予防としての訴訟

先に代理人を設定した取引の際に、委任契約の有効性を確認するために、債権の取立てを求める形式的な訴訟がおこされることを述べた。同様に、売買や賃貸借取引の場合、本契約の締結に際して、次のような各種の形式的な訴訟が提訴されている。これらはいずれも提訴内容と審理、そして裁判は同じ経過をたどっており、形式的な訴訟と考えられる。

- ① 代理人による債権取立て（69件）
- ② 未成年者の資産売買の価格不当（47件）
- ③ 賃料の増額（59件）、賃貸借契約の不当（4件）
- ④ 樹木の売買不当（32件）
- ⑤ 売買価格不当（5件）
- ⑥ 果樹の分益栽培契約の不当（3件）

先に4節で述べたように、①は、代理人契約の有効性を、②は後見人による未成年者の財産処分が正当であったことを確認し、将来の紛争を防止するためのものであった。

③は、賃貸借契約を締結したのち、契約した賃料より増額した金額での賃借を希望する者が現れるというもので、原契約の賃料の約25%増の金額が提示される。以下文言に多少異同はあるが、次のような経過をたどる。まず、申し出をうけた賃貸者は、原契約が有効性（*ṣihha*）を欠いていると答える。その理由として、期間が長期で、賃貸借が多数の共同（*mushā'*）で行われること、賃料は妥当な価格ではなく、ワクフの公益（マスラハ）に合致しないという4点が挙げられる。これに対し、賃借者は、原契約はシャーフィイー派の見解では有効であり、価格も妥当で、ワクフの公益にも合致するとして契約の有効性を主張し、逆に、賃料の増額は害を及ぼすと反論する。増額提案者と賃貸者はこれに承服せず、証明（*ithbāt*）を要求する。賃借者は、証人と保証人をた

てて、証人は、賃貸者と増額者の面前で、原契約がワクフの公益に合致し、増額は害をおよぼすことを証言する。そこで、シャーフィイー派の裁判官は、契約の有効性を認め、契約期間中の増額などの変更が不可であることを裁定し、賃貸者と増額者に違反することを禁じる。そして、ハナフィー派のナーアイブがこの裁定を維持 (anfadha) する⁽¹⁰²⁾。

この形の訴訟は、賃貸借契約を結ぶ際の通例となっており、55例(93.2%)を占める。また、この増額訴訟が付記されない場合にも、契約が長期であるとか価格が不当であるとかを理由にする訴訟が提訴され、これは増額訴訟の变形とみてよいだろう。

この訴訟のねらいを明らかにするためには、ここでの賃貸借契約のほとんどは、ワクフ物件が対象となり、また裁定者としては、長期の契約を認めるシャーフィイー派（またはハンバル派）のもとで行われていたことを念頭におく必要がある。増額提案者には、Ahmad b. 'Umar al-Khayyāt, Ahmad b. Khalīl, Qāsim b. al-Halabī, Muḥammad b. 'Abd al-Qādirなど特定の名前の人物が用いられ、これらの名前は、先の代理人による債権取立て訴訟とも共通する。したがって、実際に増額者が現れたために審理したのではなく、これらの人物は、形だけのものであろう。なかでも、Ahmad b. 'Umar al-Khayyātは当座証人として法廷業務に従事していた人物であり、このような形式的な訴訟のために出廷することは容易であった。また、増額の金額が一定の率であることも、訴訟が形式的なものであることを物語っている。

争点となっていることは、価格と期間であり、ワクフ物件を賃貸借する原契約は一般に賃貸価格が安く、そのような低い賃貸料で長期に賃貸にだすことが、ワクフの利益となるかどうかが問題とされている。増額者と賃貸者は、契約は不当であると主張し、賃借者は、シャーフィイー派（またはハンバル派）の法理では、有効であると反論する。したがって、実際の争点は、シャーフィイー派（ないしはハンバル派）の裁判官のもとで低額かつ長期の賃貸借契約を締結

することを認めるかどうかである。

裁判を決定づけるのは証人の証言であり、この証人は、賃借者の委任契約の際の証人をたてるのが通例であるが、賃借者側が代理人をたてないときに賃貸者の委任契約の証人が証言する場合もみられる⁽¹⁰³⁾。これは、一見すれば、依頼者である賃貸者に不利な証言をするのであり、奇異にみえるが、増額訴訟自体が形式的なものであることを考えれば、納得できる。

裁判は、いずれも、原契約の有効性を認め、契約期間中の増額契約を禁じ、この裁定をハナフィー派のナーラブが維持する。したがって、この訴訟のねらいは、シャーフィイー派（またはハンバル派）のもとで締結された低額で長期の契約が、将来に、ハナフィー派の法理をたてに破棄されることを防止することにあったといえよう⁽¹⁰⁴⁾。増額の率がほぼ25%と一定であることは、賃貸料を増額する場合の許容範囲を暗に示しているのかもしれない。

④と⑥は、農園の樹木（果樹など）に関するものである。一般に農園を賃貸借する場合、そこに生育する樹木(ghirās)は、土地とは別個の私有財として扱われ、売買したり、賃貸借することができる。前者は、樹木を売買する場合に、契約締結後に売却者が、樹木の共有者以外への売買は不當であるとして、売買の取消しを求めるものである。これに対し、購入者は、売買は、シャーフィイー派（またはハンバル派）のもとでは有効であると主張し、同派の裁判官がこれを認め、売却者に対し契約違反を禁じ、ハナフィー派のナーラブが裁定を維持する⁽¹⁰⁵⁾。農園の樹木は、重要な資本であり、しかも、ワクフのナーズィル、歴代の賃借者など各種の関係者がこれを共有する場合が見られる。そして、その樹木が実際に利益を産むかどうかは、経営者の腕次第であり、だれが所有者や耕作者となるのかについて、共有者が敏感であることは当然であろう。また一般に、共有する不動産について、共有者は先買権をもち、果樹については、共有者や栽培契約者は果実の先買権をもっている。このような権利をもつ共有者からの将来の異議を予防するねらいのものといえるだろう。

⑥は、樹木が複数の権利者に共有されている場合などに、耕作者がこれを一括して耕作し、収穫の1%を原所有者に分益する方法がとられた。このような果樹栽培契約の正当性を確認するものである⁽¹⁰⁶⁾。

⑤は、死亡した故人の財産を売却する場合に、その価格が有効であることを示すために行われるものである⁽¹⁰⁷⁾。

これらの訴訟は、いずれも、将来における契約に対する異議申立てをあらかじめ防止するところにねらいがあった。財産を売却した当事者が契約締結後直ちに、価格が不当だといって売買契約の破棄を求めたり、賃貸者が賃貸借契約を破棄しようとするなど、一見すれば、馬鹿げた手続きにもみえるが、このような念のいった予防策を講じた理由はどこにあるのであろうか。

第一には、ひとつの物件について、設定された複数の権利を複数の人間で共有することが通例であるような、権利関係の複雑さが挙げられる。このような状況では、ある個人、ある物件の権利の移動は、多数の関係者の権利や利害に影響を及ぼさざるをえない。形式的訴訟は、そこから生まれるトラブルをあらかじめ防止するための法技術であったとみることができる。

第二には、権利関係の公証性の問題である。いかに文書で契約を結ぼうとも、イスラム法では、最終的な効力は、当事者や証人の証言に委ねられ、国家が直接権利関係を定めるわけではない。とすれば、当事者や証人の心変わりによって、原契約が破棄されたり、二重契約がなされる危険がつねに存在することになる。念のいった手続きは、このような権利の不安定さからくる要請といえるかもしれない。

このような形式的訴訟は、実際に法廷で行われたのであろうか、それとも単に台帳の上だけの形式的な記録なのであろうか。代理人の債権取立て訴訟の被告（債務者）や賃料増額訴訟の原告（増額者）として登場する人物名を調べると、廷吏の Ahmad b. 'Umar al-Khayyāt や Sa'īd b. al-Kinnānī のように実際に出廷していることが記録されている例もある⁽¹⁰⁸⁾。形式訴訟が、まさに紙の

うえだけの手続きであるとすれば、架空の人名を連ねることでも事が足りたかもしれない。しかし、万が一の提訴に備えるとすれば、実在の人物が手続きに加わる必要があった。その意味で、これらの訴訟は、結果の見えた形式的な手続きにすぎなかつたが、それを現実の力とするためには、何人もの人間が出廷したり、証言したりするという役を演じる必要があつたことを見逃してはならない。

8) 訴訟のプロセス

自己の権利の侵害があれば、侵害者に対して、法廷に提訴することができ、サーリヒーヤの法廷台帳には71件の訴訟が記録されている。これらは、訴訟を第一目的とするもので、他の取引に付随した訴訟や先の形式的な訴訟は含まれていない。これらの訴訟の審理のプロセスや裁定のしくみなどを検討し、いかにして、権利=正義（ハック）が決せられたかを考えることにしたい。

サーリヒーヤ法廷での訴えの内容は、売買、相続、借金といった私人間の取引に関するもので、刑事事件や行政上の訴えは含まれていない⁽¹⁰⁹⁾。すなわち、売買した物件の引き渡しを求めるもの、相続財の分与を求めるもの、借金の返済を求めるもの、いずれも、所有権に関わるものといってよいだろう。訴訟の当事者（原告と被告）には、女性や未成年も含まれ、また親族同士である場合もある。訴因は、現今の取引に起因する場合もあるが、過去十数年前にさかのぼる場合もある。

訴訟の結果と審理経過を表7にまとめた。まず、訴訟の結果は、原告 (mudda'i) の勝訴51件 (78.5%)、被告 (mudda'a 'alay-hi) の勝訴13件 (20.0%)、和解1件であり、原告側に有利な結果となっている。それは、原告側が、より多くの挙証をもっていたことを示している。

次に、審理のプロセスについて検討する。イスラム法の原則では、原告に挙証責任があり、証明できない場合には、宣誓によって決着させる。但し、ここ

でいう原告とはある事実を主張する側をさし、被告が原告に異なる事実をもって反論する場合は、被告に挙証責任が移ることになる。証明は、証人の証言により、文書や状況証拠は証拠能力をもたない。裁判官の役割は、イスラム法のルールに則って審理を進め、これに従って裁定することであり、裁判官は証人の証言や他の証拠の信憑性を判断するものではない⁽¹¹⁰⁾。

審理は、まず、原告側が、提訴内容を説明し、つぎに被告の認否が問われる。認諾 (*i'tirāf*) した場合は、それによって裁判官から裁定が下される。否認した場合は、まず原告に陳述の証明 (*ithbāt, bayyina*) が求められる。原告が証明できれば、それで結審となるが、証明できないときは、宣誓に持ち込まれる。被告が、原告の陳述に代わる事実を述べたときは(事例①を参照)，被告側がこれを証明する責任を負う。いずれも証明ができないときは、宣誓(*tahlīf, yamīn*)に持ち込まれる。いくつか例を挙げてみよう。

① Maryam は Zaynab に対し、al-Hāma 村にある土地は、1291 年 11 月付の売買文書 (*ṣīk*) にあるように自身のミルクであるが、被告がその樹木を占有しているので明け渡しを要求(双方とも代理人をたてる)。被告代理人は占有の事実はみとめたが、それは原告より 1500 クルシュで購入したものであると主張し、92 年 6 月と 9 月の売買文書 (*ṣīk*) を提示した。そこで、書記の Muḥammad Sa'īd Nābulusī Zāde は、原告と被告の両代理人とともに同地へ調査に赴いた。被告代理人は、先の売買について証言を求められ、二人の証人をたて、保証人 4 名の保証のうえで、証人は原告から被告への売却を証言した。そこでナーライブは、被告への売買と代金支払いの有効性を裁定し、原告に対し裁定に反する事を禁じた。(1296/12/26, LCRD, 669-42)

② 原告は、故人に対する 1000 クルシュの債権 (*dhimma*) をもち、これについては故人が同年 2 月に承認 (イクラール) した。故人の遺産はその子が相続したが、故人の遺産を被告である国庫監督官が差し押さえている

ので、上記債権額の支払いを求めた。被告は、債権金額を否認し、証明 (ithbāt) を要求。原告は、証人 2 名をたて、証人は故人が借金の承認をしていたことを証言。ナーラブは訴えを有効と裁定し、被告に支払いを命じた。(1292/12/1, LCRD, 669-29)

表に示すように、被告が請求を認諾したのは 6 件 (9.8%) にすぎず、証人による証言によって決着する例が 48 件 (78.7%) を占める。証人は、直接に当該事件についての事情を知る者がなる場合もあるが⁽¹¹¹⁾、かならずしも関係者に限られてはいない。先に挙げた法廷の常連が、訴訟の証人となっている例 (Sāliḥ b. 'Abd Allāh al-Kinnānī が 3 件, Sāliḥ b. Muḥammad al-Saqqā' amīnī が 2 件, Ḥasan b. 'Umar Qāduq, Maḥmūd b. Ḥasan Adīb, Maḥmūd b. Muṣṭafā al-Āz, Sa'id b. 'Abd al-Ghanī al-Akramī, Ḥasan b. Sāliḥ Sukkar が各 1 件) や⁽¹¹²⁾、廷吏で形式訴訟に頻繁に登場した Aḥmad b. al-Khayyāt の名もみえる⁽¹¹³⁾。これらの常連や廷吏が証人を務めているのは、彼らがたまたま事情を知る関係者であったという可能性を否定はできないとしても、その例の多さから判断するならば、被告や原告の依頼をうけ、形式的な証人となったと考えるべきだろう。イスラム法での証人は、民事の場合はかならずしも目撃者である必要はなく、陳述を正当と判断する形式的な証人で十分であった⁽¹¹⁴⁾。エフエンディ (5 件), アガ (3 件), ベイ (2 件) のような名士がつとめる場合も⁽¹¹⁵⁾、直接の関係者であったというより、名士ゆえの信望を期待したことと考えられる。

次に注意すべきことは、証人の証言の重さである。審理過程では、証書がしばしば売買などの事実を示すものとして言及されるが、それ自体は証拠能力をもたない。事例①では、被告は文書の提示だけでは証拠として十分ではなく、証人をたてている。②においても、借金した場合にイクラールを文書として残すことが通例であったことから、原告はその文書をもっていた可能性が高いが、やはり証人をたてている。また、家屋の所有権をめぐる訴訟で、原告と被告が

ともに法廷の証書に基づく売買であると主張し、最終的には、被告の証明の要求に対し、原告が証人をたてて、勝訴した例がある⁽¹¹⁶⁾。逆に、証人をたてて敗訴した例はなく、証人の証言は決定打であった。このような証人主義は、イスラム法の原則に合致していた。

証人をたてられずに、証明できない場合は、宣誓にゆだねられる。

③ 原告 Yūsuf は被告 Shākir に対し、両者は 6 月に小麦販売の協業をし、その清算の結果 1350 クルシュの債権を持つと主張。被告は、清算の際に 1000 クルシュは延べ払いとして合意したので、残金は 350 クルシュであると主張。原告は清算では 1250 クルシュの残金があるとし延べ払いを否定、被告に証明を要求。被告は証明できず、原告に宣誓を要求し、原告は宣誓を行い、ナーヴィはこれにより被告に 1250 クルシュの支払いを命じた。(1295/7/15 付け、LCRD, 691-161)

宣誓のルールは、挙証責任をもつ側が証明をできない場合に、相手方に宣誓を要求し、要求された方が宣誓すれば勝訴できるが、宣誓せずに拒否した場合はその時点で敗訴となる。訴訟③では、被告側が原告の主張を認めたうえで、抗弁として延べ払いの事実を主張したため、被告側に挙証責任が移り、証明できなかつたため、原告に宣誓を求めている。このルールは、いささか不可解にみえるかもしれない。なぜなら、宣誓すれば勝訴できるのであるから、誰もが当然宣誓するだろうと考えられるからである。しかし実際に、宣誓せずに敗訴する例がある⁽¹¹⁷⁾。このような心理や行動を理解するためには、宣誓が「神(アッラー)にかけて」誓うものであること、したがってムスリムにとって、もし虚偽の宣誓をすれば、アッラーに背くことになるということを考慮する必要があるだろう。

一件だけであるが、両当事者の和解によって紛争を解決した訴訟がある。

④ サーリヒーヤ街区のムカッダム浴場街区に住む Rifā'iya は、隣人である Ahmad 父子が 3 年前に、同家の西側に隣接する家屋を購入し、その際に

原告の家が門を開く路地側の門には権利を持たないことを承認（イクラン）していたにもかかわらず、路地側の門を外側に開いたため、自家の門を外側に開くことができなくなった。そこで、被告の家の門を閉鎖することを求めた。被告は、門の閉鎖を拒否し、そのかわりに門を2ズィラーだけ移動することを提案し、ムフティーへの送付を求めた。やがて、（ナイブの）Makkī Zāde や書記、街区の住民などが同家に赴いて会議を開き、両者は、門を3ズィラー移動することで合意し、Şālih al-Kinnānī や‘Abd al-Majīd al-Saqatī が確認した（‘arrafa）。(1293/4/12, LCRD 669-83)

これは、日常生活に深く関係する問題が、法廷に提訴されていた点、その解決が、ナイブや書記や街区住民などの列席する会議での合意に拠っている点、それを法廷の常連である2名が確認している点で興味深い。とくに、‘Abd al-Majīd は、先に述べた街区の顔役・調停役であり、現地での会議に列席していたことも考えられる。また名士録の記事にも、ナイブ職にあったal-Alshī は「提訴される前に、和解 (muṣālahā) することを好み、できなければ、全力で権利（ハック）の実現と不正の除去につとめた」⁽¹¹⁸⁾とあり、和解が、当事者の合意に基づく権利=正義（ハック）の実現であると考えられていたことを示している。

以上のようなサーリヒーヤ法廷台帳の記録は、審理が、イスラム法の原則に則って進められていたことを示している。これは、17世紀のカイセリの法廷台帳をもとに法廷の審理を分析したジェニングスの研究とも符合する⁽¹¹⁹⁾。審理はすべて、原告と被告が、交互に主張（事実の認否）や証明や宣誓などのやりとりを繰り返す。すべてのやりとりは、いわばトランプの勝負のように、互いのカードを切りながら、イスラム法のルールにしたがって進められ、決着がつけられる。第一ラウンドは、事実認定であり、互いに、法廷の証書などの根拠を挙げながら、事実を主張し、相手の認否を問う。勝負の分かれ目となるのは、証人の証言と宣誓である。ここで重要なことは、举証責任は、ある事実を主張

する側（原告）にあり、原告は証人の証言によって証明することができれば勝訴できるかわりに、できない場合には、被告の宣誓に結果を委ねることになる。挙証責任は、先の事例①や③のように、両当事者の陳述内容によって、審理の過程で入れ替わる。したがって、被告は、原告の主張を覆すような事実を述べることによって挙証責任を手にすることができますが、それが根拠に乏しいものであれば、証明できずに墓穴をほることになる。まさに、これは、特朗普のゲームと同じであり、裁判官はそのルールの監視人である⁽¹²⁰⁾。

ここで注意を要することは、これらの審理がすべて、法廷の場で、代理人、立会人、証人、保証人、同席者、当座証人、書記などが出席する面前で行われていることである。すなわち、事実認定、挙証、宣誓というそれぞれの段階で、出廷者から、互いのカードの信憑性について、暗黙の判断が加えられることになる。理論的には、虚偽の事実を主張し、虚偽の証言を行う証人をたてて勝訴することも、また、虚偽の宣誓によって勝訴することももちろん可能であるが、それは、自らの信用を失うことになり、長期的にみれば、利のないことにもなる。実際に、相手の立証や宣誓を要求せずに、みずから引き下がる例があることは、このような心理的作用が働いていたとみることができるだろう⁽¹²¹⁾。

先に述べたように、訴訟に持ち込まれるまえに、調停が広く行われていたことに注目するならば、法廷外の調停と法定内での訴訟とは、対立的なものではなく、ともに衆人のなかでの当事者の合意の形成という流れのなかに位置づけることができるだろう。とすれば、法廷での当事者の陳述や宣誓、証人の証言が、果たして事実であるかどうかを詮索することにはあまり意味がない。いずれも、法廷という場で用いられるカードであり、カードを切りながらめざされていたのは、両当事者が合意できる「事実」の確定であるといえよう。このようなことを考慮すれば、客観的な物証よりも、当事者や証人の証言に委ねられた法廷のシステムは、決して、恣意的でも客觀性をもたないのではなく、当事者や法廷の出廷者のあいだでバーゲニングを行いながら、不承不承も含め、関

係者が納得しうる形での事実をつくりあげていくシステムであった⁽¹²²⁾。

むすび

本稿のねらいは、サーリヒーヤ法廷の法廷台帳を資料とし、法廷をめぐる社会関係を明らかにすることにあった。そのために、まず、法廷台帳の記帳方法と利用について検討した。その結果、台帳は、住民個々人の権利を記帳する登記簿としての性格をもち、イスラム法の伝統的な書式に則って記帳され、証書が交付された。台帳は、権利台帳として、記帳の形式や手続きを厳格に定め、管理された。そこでは、単に取引を記録するだけでなく、将来の紛争を予防するための形式的な訴訟までも織り込まれていた。また、訴訟の審理においても、イスラム法の原則に則って運営されていたことが確認できる。その反面、書式や手続きの厳格さは、法廷の運営や記帳事務を煩雑なものとし、そこに、混乱が生じる隙間をつくりだした。

住民は、女性や未成年者まで含め、また財産の多寡をとわず、その取引を法廷において確認し、記録した。権利の確認は、イスラム法の原則である証言・証人に基づいて行われ、立会人や証人などの証人役なくして権利を確認することはできなかった。証人役は、権利者の親族でも友人でもよかったが、法廷に出入りする常連、すなわち日常的に住民のトラブルなどの相談・調停役をつとめる街区の顔役や周囲のエキスパートがこの役をつとめた。したがって、住民は、相続、売買、賃貸借といった取引の局面で、自らの権利を証言する人的ネットワークを必要とし、このようなネットワークを普段から確保しておく必要があった。

裁判官、書記、当座証人などは、イスラム法のルールに則って行われる手続きを見守り追認するという外側の役割を演じた。このことは、当事者の主張が対立する訴訟にもっともよく示されている。それは、裁判官が審理を通じて客

観的な「真理」を発見するためのものではなく、当事者が、互いに証人や証拠を並べながら、双方と衆人が納得し今後の出発点となる「事実」(妥協点)を探る場であった。

イスラム法の原則が、個人主義と証言主義にあるとすれば、住民は、その原則を熟知し、これに則って、自らの利害を追求し、調整した。おそらく、細部の手続きについては、法廷の内外での、法のエキスパートの助言があったと考えてよいだろう。本稿の対象とした法廷台帳は、タンジマートの改革期にかかっているが、イスラム法廷の権限が制限されはじめたこの時期でもなお、イスラム法の原則が貫徹されていたことは、興味深い。

本稿では、イスラム法実務の形式的側面を主に論じることとなつたが、すでに垣間みたように、形式性と現実的利害とは表裏一体となっていた。法廷文書の取引に現れた社会経済的データから、住民の社会経済関係を論じることは、次稿の課題としたい。

- 1 法学書をもとにした代表的な研究としては、Schacht, Tyan のものが、法廷文書を用いた法廷のシステムの研究としては、Jennings のものが挙げられる（いずれも論文末の文献一覧を参照）。
- 2 Daad al-Hakim, The Center of Historical Documents in Damascus, Rafeq, Les regitsres des tribunaux, 三浦「オスマン朝時代のシリア史研究」などを参照。
- 3 これらの研究については、羽田正・三浦徹編『イスラム都市研究』東京大学出版会、1991, 116-117, 121-122 頁(同増補英語版 *Islamic Urban Studies*, London, 1994, pp.123-124, 130-132) を参照されたい。なお同書に言及がないものとして、Reilly, Deghilhem, Pascual, Marino も参照。
- 4 国際交流基金による1年間のフェローシップを受け、「アラブ・イスラム都市における社会的ネットワーク」という課題で研究を行った。
- 5 サーリヒーヤの歴史については、Miura, The *Šālihiyya* Quarter in the Suburbs of Damascus を参照。
- 6 Mughnī, XII, p.19-22; Schacht, Introduction, pp.192-3; Tyan, Notariat, pp.

- 5-10; Organisation, p.237; Wakin, pp.4-6.
- 7 Notariat, p.8; Wakin, p.5-6.
- 8 パピルス文書を用いた研究として、森本公誠『初期イスラム時代エジプト税制史の研究』岩波書店, 1975, ゲニザ文書を用いたものとして, S.D. Goitein, *A Mediterranean Society*, 5 vols., Berkeley, 1967-88。エジプト国立文書館の文書については, M. M. Amīn, *Catalogue des documents d'Archives du Caire de 239/853 à 922/1516*, Le Caire, 1981, ハラム文書については, Donald P. Little, *A Catalogue of the Islamic Documents from al-Haram aš-Šarīf in Jerusalem*, Beirut, 1984 を参照。松田「エルサレムの裁判官」はハラム文書を用いた, また同「マムルーク朝政権とキリスト教徒」はセント・カトリーナ修道院の文書を用いた研究である。
- 9 現存するものとしては, Schacht や Wakin が校訂したタハーウィー-al-Taḥāwī (321/933没) の『大書式集 *Kitāb al-shurūt al-kabīr*』やタルスースィー-al-Tarsūsī (758/1356 or 760/1358没) の『告知の書 *Kitāb al-I'lām*』(cf. Guellil) がよく知られる。
- 10 タルスースィーの書やムガル朝期の法学書『*al-Fatāwā al-'Ālamgīriyya*』などに該当する章が設けられている。久保「ブハーラーの法廷文書」は, 16世紀のブハーラーで編纂されたペルシア語の法廷文書式集の紹介を行っている。
- 11 cf. Notariat, pp.16-45; Organisation, pp.245-252; EI², SHĀHID.
- 12 Ibn Khaldūn, *Ta'rīkh Ibn Khaldūn*, 8 vols., Bayrūt, n.d., I, p.187。イブン・ハルドゥーン (森本公誠訳)『歴史序説』第1巻, 岩波書店, 1979, p.450 (訳稿は森本訳をもとに一部用語を改めた)。
- 13 al-Nuwayrī, *Nihāyat al-arab fī funūn al-adab*, vol.9, al-Qāhira, 1933, pp. 1-6。
- 14 Notariat, pp.36, 65-67; Wakin, p.11; Introduction, p.83。
- 15 al-Qalqashandī, *Šubḥ al-a'shā fī ḥinā'at al-inshā'*, 14 vols., al-Qāhira, 1913-22, X, p.386, XII, p.52。
- 16 Dāmād Efendī , II, p.199; Notariat, pp.27-28。
- 17 三浦徹「マムルーク朝末期の都市社会」『史学雑誌』98/1, 1989, p.9 および注44, 45を参照。
- 18 'Abd al-Laṭīf Ibrāhīm, al-Tawthīqāt, pp.335-338; Wathīqa, pp.156-160 は, マムルーク朝末期の契約文書を校訂し, 法廷台帳の存在を示唆する。また, オスマン朝ムラト3世時代 (1574-95) の土地台帳 (Tapu Tahrir Defteri, no.656,

19世紀ダマスクスのイスラム法廷文書(1)

イスタンブル総理府文書館蔵)には、約300件のダマスクスのミルク(私有不動産)が、所有者、持ち分、取得年を記して記載されている。ここには、マムルーク朝時代に取得されたものも多数含まれ、取得を示す契約証書の提示に基づいて記録されたものと考えられる。

- 19 Muhammad Ibn al-Kinnān, *Yawmīyat Shāmiya*, Akram Hasan al-'Ulabī ed., Dimashq, 1994, p.221; LCRD, 669-162, 691-148, 167。同学院は、12世紀初頭に建設されたマドラサで、サーリヒーヤを東西に横切る大通りと市内からサーリヒーヤへのぼる道との交点にあり、交通上の便に優れる。建物は、3室からなるが、内2室は創設者たちの廟であり、のこりの一室は5×8メートルの広さで、決して法廷として十分なものではない(三浦「ダマスクスのマドラサとワクフ」『上智アジア学』13, 1996, p.49, 62)。
- 20 以上, Rafeq, Law-Court Registers, pp.142-146; Schilcher, pp.115-117; Marino, pp.30-37; EI², MAHKAMA, The Ottoman Empire, i. the early centuries (written by H. İnalçık) を参照。
- 21 cf. EI², MAHKAMA, The Ottoman Empire, ii. the reform era (written by C.V. Findley); Heidborn, pp.216-274。この点については、秋葉淳氏にご教示をいただき、同氏の「オスマン帝国近代におけるウラマー制度の再編」『日本中東学会年報』14掲載予定の原稿を参照させていただいた。
- 22 本稿では、マムルーク朝時代の文書やエジプトの16世紀の法廷文書など、アラビア語文書との比較検討を主とした。オスマン語の法廷文書については、Bayındırなどの研究があるが今回は十分な検討を行うことはできなかった。
- 23 Wakin, pp.43, 50, 65-67; Notariat, p.71。イスラム法では、証言は、当該事項に関する目または耳による知見に基づくものであることが要件とされ、刑事事件では目撃による証言のみが有効とされたが、売買や賃貸借などの民事契約では、当事者の陳述を聞いて確証すればよいとされた(Mughnī, XII, p.19-24)。
- 24 秋葉前掲論文参照。Sālnāme, vol.4(1289)-vol.10(1295)。
- 25 Notariat, pp.60-62。
- 26 法的な能力を有する成年(bāligh)であるかどうかは、身体的特徴、自己申告によるほか、15歳に達しているかが基準とされた(Introduction, p.124)。
- 27 Introduction, p.120, 175。
- 28 EI², 'ADL; Organisation, pp.240-242, 258。
- 29 Wakin, p.51。
- 30 LCRD, 647-79, 84など計155例を数える。qūmisyūnは、commissionに由

- 来るする語で、委員（会）や代理人を意味し、*Sālnāme* の職名や伝記集にもみられる（Shattī, p.395）が、ここでの具体的職務はわからない。
- 31 Ibn ‘Ābidīn, V, pp. 369–370.
- 32 LCRD, 649, p.1 ; Hujja, H 129, A 203.
- 33 Mīlād, p.169, 182, 188–9。エジプトの法廷台帳では、同一の日付の文書をまとめて記帳する方式が採られており、シリアの法廷台帳とは、あきらかに記帳の方式が異っている。
- 34 Shattī, p.151.
- 35 Ḥiṣnī, II, p.649–650.
- 36 歴史文書館の法廷台帳の目録は、同台帳が法務省から移管された際に作成したものであり、情報は不完全である。1997年からダマスクスのフランス・アラブ研究所と日本の国際協力事業団との協力によって、歴史文書館の所蔵する法廷台帳の目録を刊行する事業が進められ、日本側では、大河原知樹（慶應義塾大学大学院）氏が台帳の点検整理にあたっている。同氏からの最新の情報によれば、97年10月までの調査により、サーリヒーヤ法廷の台帳は、本稿で使用した以外にも新たに3冊があることが判明し、うち1冊（no.699）は、1295/1878年を対象とし58の文書を含むという。これらについては、将来、補充調査することにしたい。
- 37 たとえば、ブズーリーヤ法廷の台帳 643 の末尾には、「購入者の証書にもとづいて調査したが（該当記事は）見つからず」と記される。閲覧の年代は不明であるが、台帳が権利確認のために実用されていたことを示す。
- 38 LCRD, 648 (Mahkama al-Qassām), p.2。これは、1290年に施行された「シャリーア法廷文書記録簿と訴訟記録にかんする規則」を、各法廷に通達したものである (Düstür, IV, pp.83–85, 秋葉淳氏のご教示による)。規則の原文はオスマン語で書かれているが、ダマスクスの法廷台帳には、主法廷の筆頭書記からのアラビア語に翻訳した通達が記帳されている。両者には、若干の内容上の違いもみられるが、ここではアラビア語に基づいて要約した。
- 39 LCRD 641-2, 643-4, 648-p.184.
- 40 LCRD 641-5, 647-3, 648-p.184.
- 41 LCRD 641-232, 642-2, 647-7, 648-p.184.
- 42 LCRD 641-1, 642-206, 648-p.184.
- 43 *EI², MAHKAMA* には、16—17世紀の証書交付、台帳記帳の手数料の額が言及されている。

- 44 LCRD 691-1。
- 45 LCRD 649, 662, 641, 643, 654, 642。Mahmūd は、1291 年の *Sālnāme* に登載され、90 年中に着任したとみられる。
- 46 たとえば、LCRD 669-108 から 117, 243 から 247。
- 47 LCRD 647-114 と 135, 136 と 141, 156 と 166, 669-230 と 234。
- 48 1295/1/5 の通達では、「孤児の後見人が不動産の売買を望むときは、孤児の財産やその売買の必要を確認するまでは絶対に裁決してはならない。そして後見人が裁判官の意見や命令なしに、あるいは孤児管轄の長の許可なしに財産を処分することのないように」と述べる (LCRD, 691-1)。
- 49 cf. Mīlād, pp.194-200。エジプトのサーリヒーヤ法廷は、カイロの小法廷のひとつで、旧市街のサーリヒーヤ *Şālihiya* *Najmīya* 学院に置かれ、934 年以降 1226/1811-12 年までの計 105 冊の台帳が残されている。
- 50 cf. Rafeq, *Public Morality*.
- 51 *Sālnāme*, IV, p.81; V, p.62; VI, pp.54-55; VII, p.67; VIII, p.86; IX, p.73; X, p.61。
- 52 ハンバル派 Muṣṭafā al-Barqāwī と Muḥammad al-Barqāwī の父子 (Bītār, III, p.557; Ḥiṣnī, II, p.678; Shattī, p.237, 282; ‘Ulamā’ 13 H, II, p.755); シャーフィイー派 Ḥusayn al-Ghazzī (Shattī, pp.415-416; ‘Ulamā’ 14 H, I, pp.215-216)。
- 53 Bītār, I, p.184; Shattī, p.386; ‘Ulamā’ 14 H, I, p.163。
- 54 Shattī, p.238。
- 55 Muṣṭafā al-Barqāwī (Shattī, p.237; ‘Ulamā’ 13 H, II, p.755), Zāhid al-Alshī (Bītār, II, p.637-639; Shattī, p.405; Furfūr, p.109)。
- 56 Ḥusayn al-Ghazzī (Shattī, p.416; ‘Ulamā’ 14 H, I, p.215), Muḥammad al-Jukhdār (Bītār, III, p.1345-46; Ḥiṣnī, II, p.685; Shattī, p.240; ‘Ulamā’ 13 H, II, p.756)。
- 57 Salīm al-Muḥāsibī は、各法廷の筆頭書記を歴任し、その 6 人の子は、すべて法廷の職務についていた (Shattī, pp.141-142)。Muḥammad al-Makkī は、主法廷などのナーライブを務め、子の Abū al-Khayr は、主法廷の筆頭書記を務めた (Bītār, III, pp.1330-31; Shattī, pp.248-249, 397; ‘Ulamā’ 13 H, II, p.595-596; ‘Ulamā’ 14 H, I, p.185)。
- 58 Shattī, p.397; Furfūr, p.89。
- 59 Shattī, p.340; cf. Ḥiṣnī, II, p.767; ‘Ulamā’ 14 H, I, pp.93-95。また弟の

Aḥmad もナーメ職を務め、実務家として知られた (Shatṭī, p.377-378; Ḥiṣnī, II, p.713)。

60 ‘Ulamā’ 14 H, III, p.57.

61 Hujja, H 138.

62 賃貸借期間は、各法学派とも原則として1年以内としたが、ハナフィー派では、ワクフ財について、Hilāl al-Rā'y (245/859没) は2年までを許容し、Qādīkhān (592/1196没) は、土地については、作物の収穫期間に応じて2年ないし3年の賃貸借を認めている (Hilāl al-Rā'y, *Kitāb aḥkām al-waqf*, Haydarābād, 1355 A.H., p.206; *Fatāwā Qādīkhān*, in *Fatāwā al-hindīya*, Būlāq, 1310 A.H., III, pp.332-333)。シャーフィイー派では、概ね30年までは許容できるとし、ハンバル派でも同様の見解に立っていた (Ibn Qudāma, Mughnī, VI, pp.6-7; Ibn Ḥajar al-Haytamī, *al-Fatāwā al-kubrā al-fiqhīya*, III, 1983, Bayrūt, 1983, p.327)。長期の賃貸借を制限する理由としては、物件の価値が減却するおそれがあることや、賃借者の所有物と化す危険などが挙げられている。cf.柳橋博之「都市とイスラム法」p.11; Rafeq, City and Countryside, pp.110-111。なお、主な法学書の該当記事については、柳橋博之氏のご教示をいただいた。

63 LCRD, 669-145, 146.

64 但し、1290年1月22日/1873年3月22日付けのナーメ Khānī Zāde の任命書では、サーリヒーヤ、アクラードの両街区、バルザ、テッル、ドゥンマル、ハーマの各村の遺産についての記帳を行うように管轄区域を定めている (LCRD, 647-1)。

65 LCRD, 641-8, 642-112など。

66 アマーラ (691-132, 169), サールージャー (691-42, 160), ミーダーン (691-62, 80)。

67 市の人口は、『年報』の世帯数などに基づく推計で、街区単位の住民数は示されていない。サーリヒーヤ街区の世帯数は、15-16世紀には全市の10%前後で、また1843-44年の課税において全市の8.2%を負担していることから、住民数を推定した (Ghazzal, pp.39-46; Miura, Ṣālihiyya, p.137)。なお、台帳に登場する当事者には、当然他街区や近郊村の住民も含まれているが、他の法廷に出廷したサーリヒーヤ街区の住民の数と相殺しうるとすれば、本文のような出廷頻度が算出される。

68 これらの称号は、敬称であり、時代が下るほど広範囲に用いられる傾向があるため、ここから社会層を限定しきれないが、Ghazzal は、次のように説明する。

Efendi：アシュラーフとウラマーに対する称号, Aghā：農村の名士と軍団の長, Bek, Bey：アシュラーフやウラマー以外の名士の称号 (Ghazzal, glossaire)。また、大河原「アーガー層の成立」も参照。なお, Rafeq は, Sayyid や Hājj の称号も、ウラマーの名士を表す称号として扱うが、本稿の時代には、すでに一般の敬称と化していたと考えられる。

- 69 LCRD, 647-132, 691-134。
- 70 Introduction, p.119-120; Organisation, pp. 264-275。
- 71 660-141, 691-21 など。
- 72 たとえば, Muḥammad b. ‘Abd al-Qādir (669-195, 691-19, 28, 36, 53, 76 など) や Ahmād b. ‘Umar al-Khayyāṭ (669-155, 228, 691-12, 21 など; Hujja, H 203) が否定の原告を務める。
- 73 Qāmūs al-ṣinā‘āt, pp.497-498。
- 74 cf. Jennings, The Office of Vekil, pp.164-168。
- 75 LCRD, 647-11, 39, 660-5, 669-196, 691-12 など。アラビア語テキスト (6) を参照。
- 76 債債務者としては, Qāsim b. Muḥammad (647-40, 57, 63, 66 など), Ahmād b. ‘Umar al-Khayyāṭ (669-103, 220, 691-28, 107 など), Muḥammad b. ‘Abd al-Qādir (669-180, 210, 691-70, 188, 191 など) らが現れる。
- 77 LCRD, 647-64, 110, 660-5, 20 など。
- 78 立会人：クルド系 (669-149, 691-58, 120), 夫 (669-188, 197, 691-114), 弟兄 (669-151, 157, 231, 691-37, 164)。証人：クルド系 (647-38, 691-238, 691-21), 同村者 (669-67, 76, 181), 弟兄 (669-196, 691-155, 164, 179)。ムフタール：647-50, 54, 691-22, 43, 44, 61, 書記：669-196, 691-34, 35,
78. 証人の場合は、兄弟、親族、友人の証言は認められているが、夫婦や母子関係は排除される (Mughnī, XII, pp.69-70)。
- 79 LCRD, 660-143。
- 80 LCRD, 669-132。
- 81 LCRD, 660-87。
- 82 LCRD, 691-40。アラビア語テキスト (3) を参照。
- 83 Hujja, H 151 (1299/7/1)。
- 84 Shattī, p.358; cf. Ḥiṣnī, II, p.791-792; ‘Ulamā’ 14 H, I, p.121; Furfūr, p.319.
- 85 Shattī, p.347; ‘Ulamā’ 14 H, I, p.106。
- 86 LCRD, 647-58, 93, 660-109。

- 87 'Abd al-Qādir (Bītār, II, p.916; Ḥiṣnī, II, p.669; Shattī, p.185–186), Ṣalīḥ (Bītār, II, p.728; Shattī, p.148)。
- 88 Shattī, p.394; cf. Fufūr, p.198.
- 89 'Abd al-Majīd (LCRD, 660–54, 669–83, 691–71), 'Abd al-Ghanī (647–116, 160, 660–86, 669–151, 179, 691–25), Ismā'īl (647–156, 660–39, 669–179, 222, 691–8, 68, 197)。
- 90 果樹園の賃借者として (647–37), 売却者として (660–116), 購入者として (660–143)。
- 91 Aḥmad al-Kuzbarī (Shattī, p.51), Salīm al-'Attār (Ḥiṣnī, II, p.724; Shattī, p.335), 'Abd Allāh al-Halabī (Bītār, II, p.1008–09; Shattī, p.190–191)。
- 92 Shattī, p.352; cf. Ḥiṣnī, II, p.704; 'Ulamā' 14 H, I, p.111。また Anīs al-Tālūwī (1327/1909 没)のもとには、婚姻、売買、ワクフの賃貸などの相談に住民が集まつた (Ḥiṣnī, II, p.707)。
- 93 Shattī, p.190。
- 94 Salīm al-'Attār (Shattī, p.336), al-Halabī (ibid., p.191; Ḥiṣnī, II, p.648)。
- 95 al-Alshī (Bītār, II, p.639; Shattī, p.406), このほか Aḥmad Bey (Shattī, p.325) の例もある。
- 96 Shattī, p.336。
- 97 Amīn al-Nābulusī に対する評言 (Shattī, p.379; 'Ulamā' 14 H, I, p.147)。
- 98 Aḥmad al-Mālikī (Bītār, I, p.244; Shattī, p.52), Amīn al-Nābulusī (ibid., p.379)。
- 99 イスラム法では、証人となる人物が生活費に事欠く場合は、証言に対する報酬を受取ることを認めている (Mughnī, XII, p.19)。
- 100 LCRD, 691–148, 171。
- 101 Jennings, Limitation, pp.161–163。
- 102 LCRD, 647–83, 85, 91, 93, 660–2, 3, 29 など。アラビア語テキスト (2) 賃貸借を参照。なお、18世紀中葉の法廷台帳にも同様の増額訴訟がみられる (Rafeq, Land Tenure Problems, pp.380–381)。
- 103 LCRD, 647–83, 158, 669–107。
- 104 al-Qarāfī (684/1285 没) は、四法学派のいずれかの学説による裁判は、共同体の合意として、他の法学派の裁判官はこれを覆し得ないと述べ、Ibn Ḥajar al-Haytamī も同様の見解を述べる (Sherman A. Jackson, *Islamic Law and the State: The Constitutional Jurisprudence of Shihāb al-Dīn al-Qarāfī*,

Leiden, 1996, pp.108–109; Ibn Ḥajar al-Haytamī, *op.cit.*, p.327, いざれも柳橋博之氏のご教示による)。ここでは、賃貸借期間について、ハナフィー派とシャーフィイー派（ハンバル派）の学説上の相違を前提として、後者の裁定をハナフィー派が覆し得ないことを確認する意味をもつ。

105 LCRD, 669–196, 691–65, 128など。なお、果実の先買権については、柳橋「先買権」, p.71 を参照。

106 LCRD, 660–86, 691–28, 47など。

107 LCRD, 660–70, 691–100など。

108 LCRD, 669–196, 691–65, 128。

109 主法廷の台帳には、訴訟の記録が多くみられ、また内容も多様である。住民は、複雑な内容の訴訟の場合は、主法廷に提訴したとも考えられる。

110 cf. Introduction, pp.188–198; Organisation, pp. 236–252; Heyd, pp.241–247; Limitation, pp.171–181; Coulson, pp.124–126。Heidbornは、1295/1878年の*Mecelle*の規定によって、裁判官の自由裁量の制限が解かれ、審理方法が改変されたとするが、証言や宣誓による挙証方法については伝統が維持されたと述べる (Heidborn, pp.387–397)。

111 当該物件の隣人 (LCRD, 669–169), 親族 (669–67), 15年前の売買の証人 (647–18)。

112 LCRD, 660–30, 114, 669–31; 691–49, 52; 647–68, 669–154, 691–108, 157, 11。

113 LCRD, 669–35。

114 注 23, Coulson, p.126 参照。

115 エフェンディ (LCRD, 691–53, 157など), アガ (647–6, 40など), ベイ (647–18)。

116 LCRD, 691–157。

117 原告は証明をできず、被告に宣誓をもとめるが、被告は宣誓を行わず、争点となっていた農園の小屋 (*hawsh*) を失う (LCRD, 691–139)。

118 Shattī, p.406。

119 カイセリ法廷では、証人が立てられない場合に、政府の土地台帳や法廷の証書や台帳が証拠として採用されることがあった。しかし、これらも、法廷のエキスペートが証言によって保証する形をとっていた (Jennings, Limitation, pp. 171–181)。

120 イスラム法では、当事者がまったく相反する事実を主張した場合に（たとえ

ば、同一の物件を一方が購入し、他方が相続したと主張する)は、裁判官は、証人やその証言や証書の妥当性などを審査するのではなく、法的推定 presumption の原則にしたがって裁定するか、折衷案を裁定する (Introduction, pp. 195-196)。しかし、サーリヒーヤ法廷台帳には、このような事例はみられなかった。

121 LCRD, 647-121, 691-38。

122 モロッコの現代の法廷を調査した法人類学者ローゼンは、陳述は、それ自体の真偽が問題ではなく、いわば、市場における掛け値のようなものであり、法廷や裁判官の役割は、当事者自身が、交渉によって許容できる関係を見つけるようになると述べる (Rosen, *The Anthropology of Justice*, pp.17, 22, 37-38)。

主要資料・参考文献

([] 内は、本稿における略号を示す)

(文書資料)

Sijillāt Maḥākim Sharīya (Law Court Registers), Markaz al-Wathā'iq al-Ta'rīkhīya bi-Dimashq. [LCRD]

Dimashq, no.647, 660, 669, 691 (Maḥkama al-Ṣālihiya)

Dimashq, no.641, 665 (Maḥkama al-'Awnīya), 642, 679 (al-Sinānīya), 643, 658 (al-Buzūrīya), 649 (al-Bāb), 653 (al-Mīdān), 648, 662, 672 (al-Qassām)

Hujjaj al-Maḥākim al-Sharīya, Markaz al-Wathā'iq al-Ta'rīkhīya bi-Dimashq.
[Hujja]

(叙述資料)

al-Bīṭār, 'Abd al-Razzāq, *Hilyat al-bashar fī ta'rīkh al-qarn al-thālith 'ashara*, Muḥammad Bahjat al-Bīṭār ed., 3 vols., Dimashq, 1961-63. [Bīṭār]

al-Ḥiṣnī, Muḥammad Adīb Taqī al-Dīn, *Kitāb muntakhabat al-tawārīkh li-Dimashq*, 3 vols., Dimashq, 1327 A.H., repr. Bayrūt. [Hiṣnī]

Dāmād Efendī (Shaykh Zāde), *Majm' al-anhur fī sharḥ multaqā al-abhur*, 2 vols., İstanbul, 1327 A.H., repr.

Ibn 'Ābidīn, *Hāshiya radd al-muhtār 'alā al-durr al-mukhtār: Sharḥ tanwīr al-*

- absār*, 8 vols., Bayrūt, 1992. [Ibn ‘Ābidīn]
- Ibn Qudāma, Muwaffaq al-Dīn, *al-Mughnī, wa yaṭī-hu al-Sharḥ al-Kabīr*, 12 vols. & Index., Bayrūt, 1979. [Mughnī]
- Mardam Bek, Khalīl, *A ‘yān al-qarn al-thālith ‘ashara fī al-fikr wa al-siyāsa wa al-ijtīmā‘*, Bayrūt, 1971. [Mardam Bek]
- Muhammad Muṭṭī’ al-Ḥāfiẓ & Nizār Albāṣa, ‘Ulamā’ Dimashq wa a‘yān-hā fī al-qarn al-thālith ‘ashara al-hijrī, 2 vols., Dimashq, 1991. ['Ulamā' 13 H]
- Muhammad Muṭṭī’ al-Ḥāfiẓ & Nizār Albāṣa, ‘Ulamā’ Dimashq wa a‘yān-hā fī al-qarn al-rābi‘ ‘ashara al-hijrī, 3 vols., Dimashq, 1986–91. ['Ulamā' 14 H]
- al-Qāsimī, Muhammad Sa‘īd & Jamāl al-Dīn al-Qāsimī, *Qāmūs al-ṣinā‘at al-shāmiya*, Paris, 1960, repr. Dimashq, 1988. [Qāmūs]
- Şālih al-Furfür, Muhammad ‘Abd al-Latīf, *A lām Dimashq fī al-qarn al-rābi‘ ‘ashara al-hijrī*, Dimashq, 1987. [Furfür]
- al-Shattī, Muhammad Jamīl, *A ‘yān Dimashq fī al-qarn al-thālith ‘ashara wa niṣf al-qarn al-rābi‘ ‘ashara*, Dimashq, 1994. [Shattī]

(法令・年鑑)

- Düstür*, 4 vols. & Supple., İstanbul, 1289–1302 A. H. [Düstür]
Sālnāme-i Vilāyet-i Sūriya, vol.1–10 (1285–1295). [Sālnāme]

(研究)

-
- ‘Abd al-Laṭīf Ibrāhīm, “al-Tawthīqāt al-shar‘īya wa al-ishhādāt fī zuhr wathīqa al-Ghawrī”, *Majallat Kulliyat al-Ādāb, Jāmi‘at al-Qāhira*, 19/1, 1957. [Tawthīqāt]
- id., “Wathīqa bay‘: Dirāsa wa nashr wa taḥqīq”, *Majallat Kulliyat al-Ādāb, Jāmi‘at al-Qāhira*, 19/2, 1957. [Wathīqa]
- Amīn, Muhammad Muḥammad, *Catalogue des documents d’Archives du Caire de 239/853 à 922/1516*, Le Caire, 1981. [Amīn]
- Bayındır, Abdülaziz, *İslâm Muhakeme Hukuku: Osmanlı Devri Uygulamas*, İstanbul, 1986. [Bayındır]
- Coulson, Noel J., *A History of Islamic Law*, Edinburgh, 1964, repr. 1978. [Coulson]
- Daad al-Hakim, “The Center of Historical Documents in Damascus: Classifying,

- Indexing, and Studying its Documents”, 『日本中東学会年報』 4 / 2 , 1989.
[Daad]
- Deguilhem, Randi, “Waqf Documents: A Multi-Purpose Historical Source-The Case of 19th Century Damascus”, Daniel Panzac ed., *Les villes dans l'Empire Ottoman:Activités et sociétés*, tome 1, Paris, 1991. [Deguilhem]
- Ghazzal, Zouhair, *L'économie politique de Damas durant le XIX^e siècle: Structure traditionnelles et capitalisme*, Damas, 1993. [Ghazzal]
- Guellil, Gabriela Linda, *Damaszener Akten des 8./14. Jahrhunderts nach at-Tarsūsī Kitāb al-I'lām: Eine Studie zum arabischen Justizwesen*, Bamberg, 1985. [Guellil]
- Heidborn, Adolf, *Manuel de droit public et administratif de l'Empire Ottoman*, 2 vols., Vienne & Leipzig, 1908-12. [Heidborn]
- Heyd, Uriel, *Studies in Old Ottoman Criminal Law*, Oxford, 1973. [Heyd]
- Jennings, Ronald C., “The Office of Vekil(Wakil) in 17th Century Ottoman Sharia Courts”, *Studia Islamica*, 42, 1975. [Vekil]
- id., “Kadi, Court, and Legal Procedure in 17th C. Ottoman Kayseri”, *Studia Islamica*, 48, 1978. [Kadi]
- id., “Limitations of Judicial Powers of the Kadi in 17th C. Ottoman Kayseri”, *Studia Islamica*, 50, 1979. [Limitations]
- Khoury, Philip S., *Urban Notables and Arab Nationalism:The Politics of Damascus 1860-1920*, Cambridge, 1983. [Urban Politics]
- Little, Donald P., *A Catalogue of the Islamic Documents from al-Haram aš-Šarīf in Jerusalem*, Beirut, 1984. [Haram Documents]
- Mandaville, Jon E., “The Ottoman Court Records of Syria and Jordan”, *Journal of the American Oriental Society*, 86, 1966. [Mandaville]
- Marino, Brigitte, *Le Faubourg du Mīdān à Damas à l'époque ottomane: Espace urbain, société et habitat (1742-1830)*, Damas, 1997. [Marino]
- Mīlād, Salwā 'Alī Ibrāhīm, “Registres judiciaires du tribunal de la Ṣālihiyya Nağmīyya: Etudes des archives”, *Annales Islamologiques*, 12, 1974. [Mīlād]
- Miura, Toru, “The Ṣālihiyya Quarter in the Suburbs of Damascus: Its Formation, Structure and Transformation in the Ayyūbid and Mamlūk Periods”, *Bulletin d'Etudes Orientales*, 47, 1995. [Ṣālihiyya]
- Pascual, Jean-Paul, & Colette Establet, *Familles et fortunes à Damas: 450 foyers*

- damascaines en 1700*, Damas, 1994. [Familles]
- Rafeq, Abdul-Karim "Les registres des tribunaux de Damas comme source pour l'histoire de la Syrie", *Bulletin d'Etudes Orientales*, 26, 1973. [Registres des tribunaux]
- id., "The Law-Court Registers of Damascus, with Special Reference to Craft-corporations during the First Half of the Nineteenth Century", J. Berque & D. Chevallier eds., *Les arabes par leurs archives*, Paris, 1976. [The Law-Court Registers]
- id., "Land Tenure Problems and their Social Impact in Syria around the Middle of the Nineteenth Century", T. Khalidi ed., *Land Tenure and Social Transformation in the Middle East*, Beirut, 1984. [Land Tenure Problems]
- id., "The Social and Economic Structure of Bab-al-Musalla (al-Midan), Damascus, 1825-1875", G.N. Atiyeh and I.M. Oweiss eds., *Arab Civilization: Challenges and Responses*, N.Y., 1988. [Mīdān]
- id., "City and Countryside in Ottoman Syria", *Urbanism in Islam: The Proceedings of the International Conference on Urbanism in Islam*, vol.3, Tokyo, 1989. [City and Countryside]
- id., "Public Morality in the 18th Century Ottoman Damascus", *Revue du Monde Musulman et de la Méditerranée*, 55 & 56, 1990. [Public Morality]
- Reilly, James, "Shari'a Court Registers and Land Tenure around Nineteenth-Century Damascus", *MESA Bulletin*, 21/2, 1987. [Shari'a Court Registers]
- id., "Properties around Damascus in the Nineteenth Century", *Arabica*, 37, 1990. [Properties]
- id., "Rural Waqfs of Ottoman Damascus: Rights of Ownership, Possession and Tenancy", *Acta Orientalia*, 51, 1990. [Rural Waqfs]
- id., "Property, Status and Class in Ottoman Damascus: Case Studies from the Nineteenth Century", *Journal of the American Oriental Society*, 112, 1992. [Status and Class]
- Rosen, Lawrence, *The Anthropology of Justice: Law as Culture in Islamic Society*, Cambridge, 1989. [Rosen]
- Schacht, Joseph, *An Introduction to Islamic Law*, Oxford, 1964. [Introduction]
- Schilcher, Linda Schatkowski, *Families in Politics*, Stuttgart, 1985. [Schilcher]
- Tyan, Emile, *Histoire de l'organisation judiciaire en pays d'Islam*, Leiden, 1960.

[Organisation]

id, *Le notariat et le régime de la preuve par écrit dans la pratique du droit musulman*, Beyrouth, 1945. [Notariat]

Wakin, Jeanette A., *The Function of Documents in Islamic Law: The Chapters on Sales from Tahāwi's Kitāb al-shurūt al-Kabīr*, N.Y., 1972. [Wakin]

大河原知樹「ダマスクスにおけるアーガー層の成立」『日本中東学会年報』7, 1992.
[「アーガー層」]

クールソン, J.『イスラムの契約法:その歴史と現在』(志水巖訳)有斐閣, 1987 (Noel J. Coulson, *Commercial Law in the Gulf States: The Islamic Legal Tradition*, London, 1984). [『契約法』]

久保一之「イスラーム期中央アジア古文書学の成果と16世紀ブハーラーの法廷文書
書式集」『東洋学報』78/2, 1996. [「ブハーラーの法廷文書」]

松田俊道「マムルーク朝政権とキリスト教徒」堀川徹編『世界に広がるイスラーム』
栄光教育文化研究所, 1994. [「マムルーク朝政権とキリスト教徒」]

同「マムルーク朝時代エルサレムの裁判官」『中央大学文学部紀要(史料科)』42, 1997.
[「エルサレムの裁判官」]

三浦徹「オスマン朝時代のシリア史研究: A・K・ラーフェク氏のシャリーア法廷文
書研究を中心に」『お茶の水史学』34, 1991. [「オスマン朝時代のシリア史研究」]

柳橋博之「イスラム法における先買権」『オリエント』29/1, 1986. [「先買権」]

同「都市とイスラム法」『イスラムの都市性・研究報告』研究報告編第36号, 1989.
[「都市とイスラム法」]

[付記] 本稿については、柳橋博之氏(イスラム法史、東京大学), 大河原知樹氏(シ
リア近代史、慶應義塾大学大学院), 秋葉淳氏(オスマン朝近代史、東京大学大学
院)が提出稿を通読くださり、各氏の専門領域について、用語の誤りなどの確なご
指摘をいただいた。本稿は、筆者がこれまで専門としてきた中世ダマスクス史を大
きくはみ出すものであり、林佳世子、高松洋一氏をはじめ様々な方からご教示を頂
いた。心から感謝の意を表したい。

また、法廷文書のテキスト校訂については、ファーイズ・アルハラビー氏(在シ
リア)の協力をえた。アラビア語法廷台帳の校訂は初めての試みであり、不十分な
個所も残されているが、今後の研究に資することがあれば幸である。

19世紀ダマスクスのイスラム法廷文書(1)

表1-1 法廷台帳の内容					
	647	660	669	691	計
期間	1290/1/22- 91/6/5	1290/7/17- 92/2/27	1291/12/5- 94/12/28	1292/4/14- 95/9/5	
売買	86 (53.4)	73 (46.5)	23 (9.4)	74 (38.3)	256 (33.9)
貸貸借	19 (11.8)	13 (8.3)	11 (4.5)	16 (8.3)	59 (7.8)
相続	9 (5.6)	29 (18.5)	74 (30.2)	24 (12.4)	136 (17.9)
後見	20 (12.4)	16 (10.2)	55 (22.4)	24 (12.4)	115 (15.2)
会計報告	0	1 (0.6)	5 (2.0)	18 (9.3)	24 (3.2)
承認	3 (1.9)	5 (3.2)	19 (7.8)	15 (7.8)	42 (5.6)
借金	0	0	2 (0.8)	0	2 (0.2)
訴訟	16 (9.9)	8 (5.1)	29 (11.8)	18 (9.3)	71 (9.4)
離婚	4 (2.5)	1 (0.6)	0	1 (0.5)	6 (0.8)
保証	0	7 (4.5)	15 (6.1)	3 (1.6)	25 (3.3)
許可	3 (1.9)	4 (2.5)	11 (4.5)	0	18 (2.4)
その他	1 (0.6)	0	1 (0.4)	0	2 (0.3)
計	161	157	245	193	756
重複反故	3	0	3	3	9
通達	4	0	0	0	4
カッコ内は構成比。					

表1-2 エジプト・サーリヒーヤ法廷台帳
no.439(934/1527-28年)

	件数	割合	備考
家族	780	24.1	離婚275相続54未成年養育費149
賃貸	95	2.9	
売買	157	4.9	
領収	162	5.0	
負債	1635	50.6	
ワクフ	31	1.0	
刑事	64	2.0	着服15竊盜5傷害2
行政	48	1.5	任命21課税18
その他	262	8.1	
計	3234		

Milād、p.194-200に基づき筆者が整理・集計した。

表2-1 裁判官と書記 (Sālnāmeによる)

	nā'ib	kātib
1289	欠	欠
1290	Mahmūd Efendi	Muhammad Efendi
1291	Sa'īd Efendi	Nābulusī Zāde Sa'īd Ef
1292	Sa'īd Efendi	Nābulusī Zāde Sa'īd Ef
1293	Makkī Zāde Rāghib Ef	Nābulusī Zāde Sa'īd Ef
1294	Rāghib Ef	Nābulusī Zāde Sa'īd Ef
1295	Rāghib Ef	Sa'īd Ef

1289年の年報は、サーリヒーヤ法廷の項目を欠いている。

19世紀ダマスクスのイスラム法廷文書(1)

表2-2 裁判官と記帳官

		647	660	669	691	計	備考（期間など）
裁判官	Khānī Zāde Mahmūd	32	---	---	---	32 (5.0)	1290/2/1-5/16
	Muhammad Ef Kuzbarī	43	1	---	---	44 (6.9)	1290/6/1-10/23
	Bāzirbāsh Zāde Muḥ Sa'īd	50	118	---	---	168 (26.4)	1290/10/26-92/4/15
	Makkī Zāde Rāghib Ef	---	---	145	44	189 (29.7)	1292/3/1-94/9/9, 95/6/23-
	Nābulusī Zāde Muḥ Ef	---	---	---	67	67 (10.5)	1294/9/2-95/7/2
	シャフィイー派					82 (12. 9)	賃貸51売買29
	ハンバル派					7 (1. 1)	賃貸2訴訟4 (内賃貸3)
記帳官	なし	2	11	64	42	119 (--)	
	Muhammad al-Ḥawāṣilī	7	0	0	0	7	
	Sa'īd Ef Bāzirbāsh	13	0	0	0	13	
	Hasan al-'Ilmj	18	0	0	0	18	
	'Abd al-Majīd al-Nābulusī	2	0	0	18	20	
	Aḥmad Barjāq	30	16	24	16	86	
	Muhammad Amin Barjāq	11	77	102	97	287	
	'Abd al-Wahhāb	0	0	21	0	21	
	'Abd al-Majīd al-Ṣalāḥī	0	0	63	18	81	
	Nūrī Maḥāsin	0	0	0	36	36	

カッコ内は構成比

表3-1 当事者の居住地			
		件数	備考
サーリ ヒーヤ	al-Šālihiyya	42(48.3)	
	Akrād	4	
近郊村 など	al-Tell	6	
	Dummar	5	
	Jisrīn	4	
	Hāma	3	
	Dūmā	2	
	Barza	2	
	その他	13	Mardin1
ダマス クスの 他街区	Sārūjā	2	
	Midān	2	
	その他	2	Qanawāt, ‘Amāra
		87	
カッコ内は構成比。			

表3-2 当事者（取引者）の社会構成					
		相続(136)	売買(256)	賃貸(59)	総計
被相続人 ／売却者 ／賃貸者	計	136[1.00]	500[1.95]	168[2.85]	804[1.78]
	女性	46(33.8)	221(44.2)	51(30.4)	318(39.6)
	未成年	0	100(20.0)	21(12.5)	121(15.0)
	Ef/Sh	1/6(5.1)	8/3(2.2)	29/3(19.0)	38/12(16.2)
	Ag/Be/Pa	8/0/1(6.6)	3/7/1(2.2)	5/7/0(7.1)	16/14/2(4.0)
相続人 ／購入者 ／賃借者	計	624[4.59]	322[1.26]	237[4.02]	1183[2.62]
	女性	319(51.1)	93(28.9)	91(38.4)	503(42.5)
	未成年	245(39.3)	34(10.6)	31(13.1)	310(26.2)
	Ef/Sh	1/1 (0.3)	8/1(2.8)	4/1(2.1)	13/3(1.4)
	Ag/Be/Pa	2/0/0(0.3)	2/2/0(1.2)	2/24/1(11.4)	6/26/1(2.8)
カッコ内は構成比、〔 〕は1件当たりの平均人数。 Ef:Efendi, Sh:Shaykh, Ag:Aghā, Be:Bey, Bīk, Pa:Paşa					

19世紀ダマスクスのイスラム法廷文書(1)

表4 代理人

依頼者／代理人	売買		賃貸		訴訟	
	売却者	購入者	賃貸者	賃借者	原告	被告
未成年	F	47(42.7)	19(32.8)	10(19.6)	16(27.6)	15(50.0)
	Efendi	0	1(1.7)	0	0	0
	Aghā	0	0	0	1(3.3)	1(4.2)
	不明	3(2.7)	2(3.4)	0	0	0
	小計	50(45.5)	22(37.9)	10(19.6)	16(27.6)	16(53.3)
女性	F	27(24.8)	13(22.4)	16(31.4)	14(24.1)	5(16.7)
	Efendi	2(1.8)	0	0	2(3.4)	1(3.3)
	Aghā	2(1.8)	0	1(2.0)	0	2(6.7)
	nāzir	0	0	1(2.0)	1(1.7)	0
	不明	15(13.6)	10(17.2)	6(11.8)	5(8.6)	2(6.7)
	小計	46(41.8)	23(39.7)	24(47.1)	22(37.9)	10(33.3)
兄弟	F	5(4.5)	4(6.9)	6(11.8)	8(13.5)	2(6.7)
その他 のF	F	2(1.8)	0	0	2(3.4)	0
	Bey	0	0	2(3.9)	0	0
名士	不明	1(0.9)	4(6.9)	8(15.9)	4(6.9)	1(3.3)
	Efendi	0	1(1.7)	1(2.0)	1(1.7)	0
不在者	F	1(0.9)	0	0	1(1.7)	0
故人	F	3(2.7)	0	0	0	0
関係不 明	Efendi	0	0	0	1(1.7)	0
	mukhtār	0	1(1.7)	0	0	0
	不明	2(1.8)	3(5.2)	0	3(5.2)	1(3.3)
計		110	58	51	58	30
ワキールの件数		48(18.8)	42(16.4)	31(52.5)	34(57.6)	11(15.5)
代理人の件数		85(33.2)	56(21.9)	35(59.3)	34(57.6)	21(29.6)
総件数		256	256	59	59	71

Fは家族・親族。カッコ内はいずれも構成比。

表5 当座証人

	647			660			669			691			計			備考	
	M	K	T	M	K	T	M	K	T	M	K	T	M	K	T		
Aḥmad Barjāq	30	10	68	16	29	97	24	90	147	16	108	130	86	237	442		
Muḥ Sa‘īd al-Nābulusī	0	1	64	2	7	117	0	86	136	1	48	65	3	142	382	筆頭書記	
Muḥammad Amin Barjāq	11	9	23	77	1	102	102	0	104	97	3	114	287	13	343		
Abd al-Majid al-Nābulusī	2	3	80	0	12	118	0	2	6	18	0	24	20	17	228		
al-Hājj Qāsim	0	0	59	0	0	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	169	
Aḥmad al-Khayyāt	0	0	32	0	0	101	0	0	5	0	0	16	0	0	154	廷吏、門番	
Hasan al-Makki	0	0	0	0	0	49	0	0	60	0	0	18	0	0	127		
Aḥmad Kuzbarī	0	0	1	0	0	21	0	0	48	0	0	0	0	0	70	廷吏	
Mahmūd Warah	0	0	44	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	48	廷吏	
Yūsuf al-Halabī	0	0	0	0	0	0	0	0	48	0	0	0	0	0	48	門番	
計			490			720			626			417			2277		
人數			19			11			11			8					
平均署名数			3.0			5.8			2.9			2.2			3.29		

M：記帳官 K：書記 T：署名数

表6 出廷者

	台帳別				役割					計	
	647	660	669	691	A	SH	T	W	H		
1'Abd al-Hādī al-Kinnānī	21	12	11	22	13	4	39	2	8	66	Sal住民○
2Şālih Ef al-Kinnānī	20	14	18	22	20	3	36	3	12	74	Sal住民○
3Şālih b. Ah al-Saqqā'amīnī	9	3	2	0	2	1	10	0	1	14	○
4Şālih b. Muḥ al-Saqqā'amīnī	19	47	26	30	19	5	82	4	12	122	Sal住民○
5.Mahmūd b Shaykh Adīb	17	46	30	28	12	11	86	0	12	121	Sal住民○
6Hasan b.'Umar Qāduq	22	14	32	15	31	9	37	2	4	83	AJ住民○
7Mahūd b.Muṣṭafā al-'Āze	17	6	28	19	16	18	29	0	7	70	AJ住民○
8Qāsim b. Muḥ al-Halabī	25	1	0	0	7	0	19	0	0	26	AJ住民○
9.'Umar al-Miṣrī	12	2	0	0	2	0	10	0	2	14	
10Hasan al-Najjār	10	13	1	0	0	0	24	0	0	24	
11Muṣṭafā al-Khimī	13	26	4	0	7	2	32	0	2	43	○
12Muhammad Tarābiyya	10	18	27	13	18	12	36	0	2	68	AJ住民○
13'Umar al-Shi'ār	4	3	3	3	3	2	2	0	6	13	
14Sa'īd al-Akrāmī	0	10	8	13	8	4	4	4	11	31	○
15Muhammad Baqdūnis	0	3	5	7	3	1	10	1	0	15	○
16Muhammad Ef al-Tikritī	2	9	3	8	5	0	1	2	14	22	○
17Hasan b. Sukkar	0	0	2	17	3	1	14	0	1	19	○
18Ibrāhīm al-Nābulusī	3	0	2	7	1	0	0	4	7	12	
19'Abd al-Ghānī al-Saqatī	1	1	3	1	1	2	0	2	1	6	Sal住民○
20Ismā'il al-Saqatī	1	1	2	3	5	1	1	0	0	7	Sal住民○

役割 A:立会人, SH:証人, T:保証人, W=代理人, H=同席者。AJ: Abū Jarashは、サーリヒーヤの中
心部にある小街区名。

表7 訴訟の審理と結果			
結果	件数	裁判の根拠	件数
原告勝訴	51 (78.5)	証言	48 (78.7)
被告勝訴	13 (20.0)	認諾	6 (9.8)
和解	1 (1.5)	宣誓	4 (6.6)
不明	6 (--)	証明不能	2 (3.3)
		裁定	1 (1.6)
		不明	3 (--)
計	71	計	64

カッコ内は構成比を示す。

(1) 売買：家屋の売買

LCRD,647-12

لدى مولانا قدوة العلماء والمدرسین الكرام مکرمتو خانی زاده السيد محمود افندی نائب
سيدنا الحاکم الحنفی الواضع خطه وختمه اعلاه
اشترى عبدالقدار ابن یوسف الخضري بماله لنفسه من الحاج ابراهیم ابن کریم الدین
الصالحانی في الصالحية في المحلة الاتی ذکرها بعد ان
عرف بهما كل من محمد ابن سعید طربیة ومحمد ابن احمد شخص من المحلة المذکورة
التعريف الشرعی التافی لاسباب الجھالة شرعاً فباعه في صحة منه وسلامة
وطواعیة ما هو جاری في ملکه وحوزه وبیده وطلق تصرفه الشرعی التافی شرعاً
ومنتقل ذلك الى البائع بالشراء الشرعی من احمد ابن عمر الحلاق الحاضر معه بالجلس
والصدق على الصحة ذلك وعرف به من عرف اعلاه
التعريف الشرعی والأیل ذلك الى الحاضر المصدق المذکور بالشراء الشرعی بموجب حجة
التابعی المسطرة بمحكمة العونیة الصادرة
من قبل مولانا مکرمتو السيد محمد امین افندی مقید زاده (لو(لی)) لخلافة بدمشق
سابقاً المورخة في ثامن رجب سنة ثمان وثمانين ومائتين وalf والانتقال الشرعی
بالطريق الشرعی وذلك جميع الحصة الشائعة وقدرها النصف اثنا عشر قيراط من اصل
اربعة
وعشرين قيراط من جميع الدار الكائنة بصالحية دمشق بمحله الجركسية بزقاد الشیخ
محمد المشتمل كاملها على ساحة سماویة
ومساكن ومنافع شرعیة ويحدها بتمامها قبلة الدخلة والباب وشرقاً دار ابو جولا المصري
و شمالاً دار
حسن الخینیة؟ وغرباً دار الملك بحق ذلك كله المعلوم ذلك عندهما علماء شرعاً وشراء وبيعاً
شرعین بائٹین لازمین ومرضین مشتملين على الایجاب والقبول والتسلیم لذلك
بالطريق الشرعی
بعد سبق النظر والخبرة والمعاقبة الشرعیة على ذلك من غير غبن صدر في ذلك
ولا حیف ولا فساد ويتمن قدره لذلك احداً عشر لیرة فرنساویة
عین حاله مقویة بيد البائع من يد المشتري قبضاً شرعاً
بالاعتراف الشرعی وما كان في المبيع المحرر اعلاه
من درک و تبعه و عهدة فضمان على البائع
المرقوم حيث يجب ذلك حسبما
تصادق جميعاً شافھة
على جميع ما ذكر
اعلاه
تصادقاً
شرعیاً وثبت ذلك
كله لدى بشهادة شهود
آخر ثبتاً شرعاً ممحکوماً

وموجب مسؤولية حكما بالتماس
الشرعى وجرى ذلك بحضور الشيخ حسان
افندي النابلسي والشيخ محمد ابن الشيخ محى الدين
القدسى والسيد مجتبى ابن حامد الشيخ يوسف
وحرر في عشرين في صفر الخير سنة تسعين ومائتين وalf

(2) 貸貸借：農園の土地の貸貸借と果樹の分益栽培

LCRD, 660-29

لدى المولى الشافعى والمرخص له بالامضاء فيه اعلاه استاجر(ت) الحرمة صفية بنت
المرحوم الحاج عبد
الرحمن البوشى بمال لنفسها بعد ان عرف بها كل من مفخر العلماء الكرام مكرملو الشيخ
افندي ابن الحاج درويش عبد الصالحي وبعلها الحاج خضر ابن المرحوم الحاج حسن كلمو التعريف
الشرعى النافى
لأسباب الجهة شرعى من عمدة الافضل الفخام مكرملو السيد خليل افندي نجل المرحوم
عمدة الافضل
العظيم السيد محمد راغب افندي مرادى زاده بما الى المؤجر المرقوم من النظر والتکلم
على وقف مدرسة
المرادى الكائنة باطن دمشق الشام الحمية بالقرب من الجامع الشريف الاموى بموجب
التقرير
الصادر من قبل نائب سيدنا صدر صدور المولى العظام المولى الهمام والبحر الطام مؤيد
شرعية سيد الانام الحاكم الموقع اعلاه المؤرخ في اليوم الثالث من شهر صفر الخير سنة
تاریخه ادناه فاجراها على الحاكم المرقوم وبأذن نائب الحاكم
الشافعى الموقع اعلاه ما هو جارى في الوقف المرقوم بالطريق الشرعى وذلك جميع بياض
وقرار
ارض الجنينة الكائنة باراضي صالحية دمشق بسهم الاعلا وتعرف بالجنينة بنى الحادنة ؟
الحاملة ارض الجنينة
المذكورة الغراس اشجار فواكه منوعة وغيرها جار منه الحصة وقدرها الرابع ستة قراريط
من
اصل اربعة وعشرين قيراط في ملك وتصرف المستأجرة المذكورة والحة وقدرها النصف
والربع ثمانية عشر قيراط تمت سهام الغراس المذكور في الوقف المرقوم تبعا لارض ذلك
وماءه
وشرب ذلك مما الماء من ماء نهر يزيد بحق معلوم شرعى ويحدها قبلة نهر ثورة وشرقا
بسنان

القرضى و تمامه الطاحون و شمالة الطريق وفيه الباب وغرباً جامع الماردانية بحق ذلك كله المعلومات ذلك عنهم علماً شرعاً أجارة شرعية لازمة للزراعة الشتوية والصيفية والمغل والاستغلال والانتفاع [على] بذلك على العادة لمدة ثلاثة عقود كواحد كل عقد منهم يحتوى على ثلاثة سنين كاملين بایجار وقبول شرعيين أول هذه المدة يوم تاريخه ادناه بأجرة قدرها عن كل سنة من المدة المذكورة مائة غرش واحدة وعشرون

قرش صاغ رأي البلدة الحال من ذلك اجرة السنة الاولى مقبوسة بيد المؤجر الموقوم من يد المستاجر(ة)

المذكورة قبضاً شرعاً بالاعتراف الشرعي وبقية المدة محل دفع اجرة كل سنة في غرة محرمها ويد المستاجر(ة) المذكورة ثابتة على الماجور بعد سبق النظر والخبرة والمعاقدة الشرعية على ذلك من غير غبن

وتصدر في ذلك و لا حيف و لا فساد [بسم] وذلك كله بعد تساقياً على حصة الغراس القائم اصولة بارض الماجور الجاري في الوقف المذبور مدة عقد التواجر على ان يعمل

المستاجرة المرقومة بعملها واعمالها في المدة حق العمل على العادة على العنبر اصالة والباقي

بالتبغية ومهماماً فتح الله تعالى ورزق من ثمرة وفائدة يكون عليها جهة الوقف المذكور سهم واحد

من مائة سهم والباقي الى المستاجرة المذكورة نظر العمل والمساقاة على ذلك مساقاة شرعية واردة على الامة مقبولة شرعاً حسبما تصادقاً مشافهة على جميع ما ذكره اعلاه تصادقاً شرعاً وثبت ذلك كل لديه بشهادة شهود اخرين وتصريح الاعتراف لديه من ذلك كله ثبوتاً شرعاً ثم حضر احمد ابن خليل الحمصي وزاد على المستاجرة

في اجرة الماجور في كل سنة من المدة المذكورة اربعة وعشرين غرش صاغ بحضور المؤجر وطلب استئجار ذلك من مدة سنة من تاريخه بزيادة المذكورة فاجاب المؤجر الى ذلك

متعللاً بعد صحة عقدي التواجر والمساقاة لكون المدة طويلة والمساقاة صدرت على سهم واحد من مائة سهم وللشريك وبدون اجرة مثل ذلك وليس في ذلك كله حظ ولا مصلحة شرعية لجهة الوقف المرقوم فعارضته المستاجرة المذكورة متمسكة بصحة عقدي

التواجر والمساقاة ولزومهما لصدورهما لدى حاكم شافعي يرى صحة ذلك وان الاجرة المرقومة هي اجرة مثل ذلك وان في ذلك كله كمال الحظ والمصلحة الشرعية لجهة الوقف المرقوم وان الزيادة الصادرة من الزائد المرقوم هي زيادة ضرر وتعن فلم يصدقها المؤجر والزائد على ذلك وكلفها اثباتاً بذلك بوجههما فاحضرت المستاجرة لشهادة بذلك كل من شقيقها الحاج عبد الرحمن وال حاج سعيد ابن السيد عبد السردا وشهادتهم في ذلك فشهاداً لدى بوجه المؤجر والزائد على ذلك بمعرفتهما الموجور والاجرة وانها هي اجرة مثل ذلك وان في ذلك كله كمال الحظ والمصلحة الشرعية لجهة الوقف المرقوم

وان الزيادة الصادرة من الزائد المرقوم هي زيادة ضررو تعن يعلمان ذلك
ويشهدان به شهادة شرعية مقبولة شرعاً مشمولة بتزكية كل من السيد خليل ابن
المرحوم السيد محمد شحادة السقالامي والسيد صالح ابن المرحوم السيد محمد
السقالامي سراً بموجب

ورقة مستوردة وبتزكية الحاج محمود ابن الملوحوم الحاج حسن الشيخ اديب والحادي مصطفى ابن المرحوم الحاج محمد الخيمي علنا التزكية الشرعية فعند ذلك حكم الحاكم الشافعي المولى اعلاه بصحة عقدي التواجد والمساقاة ولزومهما وبعدم انفاذهما في المدة بزيادة ولاغيرها وان كان كما ذكر ومن المؤجر والزائد على ذلك وجهة الوقف المرقوم من معارضه المستاجرة المرقومة بسبب ذلك حكماً ومنعاً شرعاً بالتماس شرعي ثم انفذ حكمه مولانا عمدة الاफاضل الكرام بازار باشا زاده السيد محمد سعيد نائب سيدنا الحاكم الحنفي الموقع باصله غب الدعوى والرافعة لديه بمحادثة ذلك كله انفاذها شرعاً بالتماس شرعي وحرر في اليوم الثاني من شهر ربیع الاول سنة احدی وتسعين ومائة والف.

(3) 相続

مختلفات الحرمة زينب بنت ارسلان ابن مصطفى الشاعر المتوفاة قبل تاريخه والمنحصر
ارثها الشرعي في ولديها من بعثها
المرحوم احمد ابن حامد كزبر وهما حامد وناشية القاصران عن درجة البلوغ الانحصار
الشرعى المخضب وذلك ب المباشرة
عم القاصرين شقيق والدهما الحاج عمر المنصوب يوم تاريخه هذا الخصوص من قبل كاتبه
نصبا شرعيا على ولدي شقيقة
القاصرین المرقومين وصياغة شرعاً مقبولاً منه قبولاً شرعاً بعد ان عرف به كل من سليمان
ابن ابراهيم بصدق
وعلى بن محمد الحلبي التعريف الشرعي والمحرر ذلك بزمن سيدنا ومولانا صاحب الفضل
مبائعاً

قلم ملبوس ثابت ٢٢ قلم فرن مع كندرة ١٥٠٥ تنجرة مقلة صحن طاسة مصفاة
 ماعون ١٢٥ ابزار ٣٠ دين بذمة الحرمة زينب بنت محمد يونس ٢٢.
 التحصل من الشيخ صالح الصيراني حسين كريمة ٥٠٠ التحصل من محمود ابن بكري
 المقدسى ٥٠٠ يكون ١٥٢٢,٥ دين سعد ابن يوسف الحمدى ٨٩,٥ دين الحرمة سلما بنت ياسين الحلبي ٧١ دين حسين
 ابن احمد عاشور ١٠ دين صالح عبد الهادي ولدی عبد الله الكتاني ٥٨
 تجهيز وتكفين المتوفى ١٠٠ دين متقرفة لارباباه ٦٧ يكون ٣٩٧
 الباقي ١١٢٥,٥ رسم الترکة ٢٨ دلالية ٤ ثمن دفتر قسام ١ فرق عملة ٥ قيدية ٢,٥ يكون ٣٧
 صحيح الباقي ١,٨٨

تُقْسِمُ ذَلِكُ

حصة الابن حامد القاصر	٧٢٥,٥	حصة البنت ناثية القاصرة	٢٦٢,٢٥
يكون مال القاصرين المرقومين	١٠,٨٨		
٢٠٠		أرثهما من والدهما بموجب دفتر قسام	
	٣٠,٨٨		

$$\frac{١٣٨٩}{٤٤٧٨} \text{ ربى ذلك ثمن ساعتين حلايلى الى سنة ٢}$$

المبلغ المرقوم كتب منه مبلغ قدره لذلك ثلات الااف قرش واربعمائة قرش وثمانون قرش على محمود ابن يكرى العترس؟ البستاني من سكان سوق ساروجة بعد المبائعة الشرعية بموجب حجة اداته المورخة في اليوم الرابع والعشرين شهر تاريشه سنة تاریخه اداته وبقية المبلغ المرقوم كتب على عم القاصرين الوصي المزبور الى سنة ٢ بعد المبائعة الشرعية وقد كفله على ذلك وكل جزء منه باذنه كل من سليم ابن عبد الرحمن العرق . سوسي وحسن ابن حسين بيكيجوش وعلى ابن الشيخ احمد عصفور كفالة مالية في المال والزمه وهو المكفول بذلك متضامنون متكافلون كل من حضر منهم سد عن الاخر وكل منهم عارف شروط الكفالة المالية وما يتربى بسببها شرعاً بعد عرف بهم جميعاً كل من سليمان بن ابراهيم بندق واحد ابن عمر الخطاط التعريف الشرعي النافي لأسباب الجهة شرعاً وذلك منما عدى جميع الفراشين واللحفين باقين تحت يد الوصي المرقوم لاجل منامة القاصرين المرقومين وحرر في عشرين شهر جمادى الثاني سنة اربع وتسعين ومائتين والف

(4) 後見

LCRD, 691-174

فرض مولانا قدوة الافاضل الكرام سبيل الاولىء العظام نابلسي زاده مكرمتلو السيد محمد سعيد افندي نائب سيدنا الحاكم الحنفي الموقع اعلاه الى ابن الحاج محمود ابن المرحوم الحاج محمد الي؟ هو عبده القاصر عن درجة البلوغ وتحت ولایة والده المرقوم بالابوة شرعاً برسم نفقة القاصر المرقوم لاجل طعامه وشرابه التي لا بد له منها ولا غنى له عنها في كل يوم واحد ونصف قرش حساباً عن كل شهر خمسة واربعين قرش لا غير صاغ رائق البلدة واذن نائب سيدنا الحاكم الموقع اعلاه الى

الولي المرقوم بصرف القدر المفروض وبالاستدامة والرجوع على مال القاصر المزبور
المخلف عن والدته الحرمة اسمها بنت الحاج
سعيد العدس اوربحة؟ فرضوا واثنا شرعين مقبولين من الولي المرقوم لنفسه قبولاً شرعاً
بعد ان عرف به كل من حسن ابن محمد الحداد وجد
القاصر لامه الحاج سعيد ابن طالب العدس التعريف الشرعي النافي لاسباب الجهالة شرعاً
وما هو الواقع سطراً وجري في ثالثة عشرین
شهر جمادى الثاني سنة خمس وتسعين ومائتين الف.

(5) 承認：債務の承認
LCRD, 691-15

لدى مولانا عمدة الاشراف الكرام مكي زاده السيد محمد راغب افندى نائب سيدنا الحاكم
الحنفى الموقع باصله اعلاه دام فضله وزيد في علاه اقر السيد اسعد ابن المرحوم السيد عبد
الله

الخياط ابن المرحوم السيد محمد الزلطنة؟ اقراراً شرعاً في صحة منهم وسلامة وطوعية
واختيار من غير اكراه ولا جبار وجواز الامر الشرعي ان عنده وعليه ولازم ذمته بحق
صحيح لازم

شرعى الى اخته لابيه هي سلما القاصرة عن درجة البلوغ وتحت ايصاء والدتها الحرمة
حامدة بنت المرحوم السيد عطا المبيض بموجب حجة الوصاية المسطرة بالجلس الصادرة
من قبل نائب سيدنا الحاكم الموق اعلاه المؤرخة بيوم تاريخه ادناه مبلغاً قدره لذلك احدى
وعشرين الف قرش وثلاثمائة قرش عملة مسكونكة فض(ة) وذهب رائج البلدة
على حكم التفصيل من ذلك مبلغاً قدره لذلك خمسة عشر الف قرش هو سبب دين شرعى
سابق على تاريخه وبقية المبلغ المقر به اعلاه وقدره ستة الاف قرش (ثلاثة)
وثلاثمائة قرش هو ثمن ساعتين حلايل(ا) (ا)بتعاهما المقر المرقوم يوم تاريخه بالجلس من
الوصي المرقومة من مال القاصرة المزبورة بيعاً بايضاً شرعاً [مشتملاً على] غير غبن
صدر في ذلك مشتملاً على ايجاب وقبول والتسليم والتسلیم لذلك بالطريق الشرعي بعد
سبق ونظر والخبرة والمعاقدة الشرعية على ذلك من غير غبن صدر
في ذلك ولا حيف لا قساد مؤجل ذلك المبلغ المرقوم على المقر المذكور من قبل الوصي
المرقومة على حكم التفصيل من ذلك ماجلته عليه مبلغاً قدره لذلك خمسة
عشر الف قرش وتسعمائة قرش من المبلغ المقر به اعلاه الى مضى ثلاثة سنين كاملين
تضي من تاريخه ادناه وبقية المبلغ المقر به اعلاه وقدره خمسة
الاف قرش واربعمائة قرش مقطسط ذلك المبلغ المزبور على المقر المرقوم من قبل الوصي
المرقومة على ستة وثلاثين قسطاً في كل شهر قسطاً مائة قرش
وخمسون قرش تنتهي سهام المبلغ المقر به اعلاه تاجيلاً وتقسيطاً شرعاً بعد
الوصي المقر المرقوم لنفسه قبولاً شرعاً بعد
ان ارهن المقر المرقوم عند جهة القاصرة المزبورة على وفاء ذلك المبلغ المقر به اعلاه وكل

جزء منه ما هو جار في ملکه وحوزه وبهذه
وطلق تصرف الشرعي النافذ شرعاً ومنتقل ذلك اليه بالشراء الشرعي بموجب حجة
التابع المسطرة بالمجلس الصادرة من قبل نائب سيدنا
صاحب الفضيلة كليدوبي زاده سعيد افندي زاده محمود عزيز افندي المولى (للخلافة
بدمشق سابقاً المؤرخة في ثامن شهر شعبان المعظم
احدى وتسعين ومايتين والف ويشهد بتصرفه ايضاً الى الان بدون معارض ولا منازع
وليس مرهون ذلك ولا مباع العلم والخبر الوارد
من قومسيون الحلة الآتي ذكرها والمفوظ بالجلس الانتقال الشرعي بالطريق الشرعي
وذلك جميع القسم ارضاء وماء وغراساً المقسم
المفروز قبل تاريخه بحق الحصة وقد ها ثلاثة قراريط وثلاثة قيراط من اصل اربعة
وعشرين قيراط من جميع البستان الكائن براضي
صالحية دمشق بربع المسطور ويعرف ببستان الهجان المشتمل غراس المقسم المرقوم على
اشجار فواكه متعددة وغيرها وشرب من الماء ماء
نهر يزيد بحق معلوم شرعياً على نواب اهله المعرف بينهم بحق معلوم شرعياً ويحد
القسم المرقوم قبلة بستان بهض يفصل
بينهما مجاري ماء مائية؟ العره؟ وشرقاً وشمالاً قيمة بيد حسين عوض وقرباً الطريقة
وفي الباب يحق ذلك كله المعلوم ذلك عند
القر المرقوم وعدن الوصي المذكورة علمًا شرعاً هنا صحيحاً شرعاً مفرغاً من الشوااغر
مسلمًا بيد الوصي المرقومة بالوصاية على ابنته
القاهرة المذبورة تسلیم مثله شرعاً وقد كفله على ذلك المبلغ وكل جزء من الحاج مصطفى
ابن المرحوم الحاج ياسين العسل والحاج محمد ابن المرحوم الحاج احمد الجاويش والحاج
اسعد ابن المرحوم الحاج فارس الحلبي كفالة مالية في المال والزمه بعد الاذن لهم من
المكفول المرقوم بالكفالة المالية لهم والمقر المكتفول المذبور بذلك متضامنون متكافلون كل
من حضر منهم سد عن الآخر وكل منهم عارف
شروط الكفالة المالية وما يترتب لها شرعاً وذلك بعد ان عرف بهم جميعاً كل من الحاج
مصطفى افندي بن المرحوم السيد محمد القصبياتي
والحاج درويش ابن المرحوم الحاج امين اغا حلول والحاج سعد ابن يوسف الحميدي التعريف
الشرعى النافى لأسباب الجهالة شرعاً ما هو الواقع مسطر وكما جرى حرر
ورقم في غرة ربيع الاول سنة اربع وتسعين ومائتين والف

(6) 代理人の債権取立て
LCRD, 647-11

.....
اشترى الحاج درويش ابن سكري جوبان بالوكالة الشرعية عن عثمان اغا عبد الله اغا
القلعة؟ على
الثانية وكالة عنه في ذلك وتواتبه وافراده فيسائر ما ياتي بيانه فيه لدى شهادة كل من
الحاج محمد ابن عثمان درغام والحادي عمر ابن احمد المصري.....

..... يمال الموكيل المرقوم دون بالمشتري المذكور من حسن ابن طالب رجب الصالحاني الوكيل الشرعي عن الحرمة انيسة بنت عمر القيمي الثابتة وكالة عنها في ذلك وتوابعه وافراده وفي سائر ما ياتي بيانه فيه لديه بوجه خصم شرعي جاحد للتوكيل منها في ذلك لديه شهادة كل من شهد بالتوكيل اعلاه ثبوتا شرعا....

..... وذلك كله بعد ان ادعى البائع الموقوم بالوكالة عن موكلته المذكورة اعلاه على سعيد ابن محمد بان الموكلة المرقومة تستحق بذمة المدعى عليه بعشرة غروش صاغ في جهة دين شرعى سابقا على تاريخه وذكر ان موكلته المرقومة يوم تاريخه وكلته في ذلك وفي سائر ما عين وشرح وسطر اعلاه وكالة في ذلك شرعية عامة مطلقة مفوضة لرأيه في ذلك مقبولة من طالبه بذلك سئل المدعى عليه عن ذلك اجاب بالاعتراف بمبلغ الدين في ذمته لموكيل المدعى وجحد وكالته العامة عندها في ذلك وفي سائر ما عين وشرح ورقم اعلاه وكلفة الاثبات فاحضر المدعى البائع الوكيل المرقوم للشهادة بذلك كله من شهد له بالتوكيل اعلاه وشهادهما في ذلك شهدا في ذلك لديه على وجه المدعى عليه على ذلك بمعرفتهما الموكلة المرقومة وانها يوم تاريخه ادناه وكلته في ذلك وفي سائر ما عين وشرح ورقم وسطر اعلاه وكالة شرعية عامة مطلقة مفوضة لرأيه في ذلك مقبولا منه يعلمان بذلك ويشهدان به شهادة شرعية مقبولة شرعا مشمولة بتزكية كل من ذكي اعلاه سرا وعلنا التزكية الشرعية فعد ذلك حكم نائب سيدنا الحاكم الحنفي الواضع خطه وختمه عليه اعلاه بصحة وكالة المدعى البائع الموقوم عن موكلته المذكورة اعلاه والزم المدعى عليه بالبلاغ المذكور وامرہ بدفع له فدفع له تبرأت ذمته بسبب ذلك كله حکما والزاما واما شرعیان بالتماس الشرعی وحرر في ثالث وعشرين شهر صفر الخير الذي هو من شهور سنة تسعين ومائتين والف

(7) 訴訟：債権
LCRD, 647-15

معروض الداعي لدولتكم
ادعى سعدون ابن اغا بن محمد الكيكي الكردي على سيد رشيد بن سيد عبد الله الاصليل

بعد أن عرف بهما كل من محمد أغا بن خورشيد ديار بكرى و عبد الرحمن ابن الشيخ احمد المغربي التعريف الشرعى النافى لأسباب الجهالة شرعا مقررا بدعواه عليه بان عباس بن اسماعيل بن عبد الله الكردى المتوفى قبل تاريخه عن غير وارث معروف له يستحق في ذمة المدعى عليه بمبلغ قدره عشرة قرش صاغ من جهة دين شرعى ثابتا على تاريخه وانه عباس المذكور في غرة شهر شعبان سنة اثنين وثمانين ومائتين والف اوصى الى المدعى بحاصيل متروكاته بالغا ما يلغوا ليصرفها في وجوه الخيرات والمرات ومات فيعاشر شعبان المرقوم سطر على ذلك والآن يطالب المدعى عليه بمبلغ الدين المذكور وسائل سؤال عن ذلك فسئل من المدعى عليه عن ذلك اجاب بالاعتراف بمبلغ الدين المذكور وكونه في ذمته الى المتوفى المذكور وانكر وصاية المدعى المرقوم على كامل مال المتوفى المذكور وكلفه اثباتها فاحضر المدعى المرقوم للشهادة بذلك كل من علي افندي بن ناصر كيكي وعبدة ابن شيخو الكردى كلهم من محلة الاكراد واستشهادهما في ذلك فشهادا في ذلك لديه على وجه المدعى عليه على ذلك بمعرفتهم عباس المتوفى المرقوم بن اسماعيل بن عبد الله الكردى وانه في غرة شعبان سنة اثنين وثمانين ومائتين والف اقام المدعى المذكور وصاية شرعا على قبض كامل متروكاته بالغا ما يبلغ ليصرفها في وجوه الخيرات والمرات وانه فيعاشر الشهر المرقوم مات وسطر عليه بذلك يعلمان ذلك ويشهدان شهادة شرعية مقبولة شرعا مشمولة بتذكرة كل من صالح اغا بن احمد اغا الاورفلي واحمد اغا بن سليمان اغا الكردى سرابيتذكرة كل من عبد الرحمن بن احمد المغربي ومحمد بن محمد دك الباب علينا التذكرة الشرعية فعند ذلك حكم نائبنا بمحكمة الصالحة بصحبة وصاية المدعى المرقوم على قبض كامل متروكات عباس المتوفى المذكور والزم المدعى عليه بمبلغ الدين المرقوم وامره بدفع له و التمس المدعى تسطيرة كما جرى فسط ذاتك ولمن ذاتك تحريرا في سابع عشر يوم خلوص من شهر ربى الاول سنة تسعين ومائتين والف

注記

テキストの校訂にあたっては、原文通りを原則としたが、次のような形で一部訂正を行った。

() 原文にはないが、文法上・文意上必要な単語・文字

||| 原文はあるが、不要と思われる単語・文字

頻出する次のような単語は、正書法にもとづいて訂正した。

مائة→ مائة、 يائى→ يائى、 نائى→ نائى

校訂にあたっては、同形式の複数のテキストを照合したが、なお意味が明らかではない個所も残されており、当該個所に?を付した。